

君津市 こども計画

令和7年度(2025)～令和11年度(2029)



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
第2章 君津市の現状	5
1 君津市の概況	5
2 アンケートからみる現状	16
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 基本理念	40
2 基本目標	41
3 指標	43
4 施策の体系	44
第4章 施策の展開	45
基本目標1 ライフステージを通した重要事項	45
基本目標2 ライフステージ別の重要事項	54
こどもの誕生前から幼児期まで	54
学童期・思春期	57
青年期	63
基本目標3 子育て当事者への支援に関する重要事項	65

目次

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	70
1 量の見込みと確保方策の考え方	70
2 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育	74
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	79
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	80
第6章 こども・若者の意見聴取結果と計画への反映状況	95
1 意見聴取の実施時期	95
2 意見聴取の概要	95
3 提案の反映状況	99
第7章 計画の推進体制	101
1 計画の推進状況の把握	101
2 地域、関係機関・団体との連携と協働	102
3 国・県との連携	102
4 こども・若者の意見を施策に反映させる取り組み	103
5 君津市子ども・子育て会議	103
第8章 資料編	104
1 君津市子ども・子育て会議条例	104
2 君津市子ども・子育て会議委員名簿	105
3 君津市こども計画検討委員会設置要綱	106
4 資料リンク	107
5 策定経過	108



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国のこども・若者を取り巻く社会環境は、少子高齢化や核家族化の進行とともに、ライフスタイルや価値観の多様化により、暮らしにおけるニーズも日々変化しています。このような状況に加え、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化は依然として大きな課題となっており、自殺やいじめといった心身の健康を脅かす危機、子育て当事者の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月に新たな省庁として「こども家庭庁」が発足し、同時に「こども基本法」が施行されました。同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」には、少子化は我が国が直面する最大の危機であり、2030年までが現在の少子化を反転させるラストチャンスであると明記されています。また、同年同月に、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども・若者を社会の中心に据えた「こどもまんなか社会」を目指すことが提唱され、こども・若者の幸福な状態（ウェルビーイング）を実現するための社会全体の構造や意識改革が必要とされています。

本市では、令和2年3月に第2期君津市子ども・子育て支援計画を策定し、子ども・保護者・地域の3つの視点に立って、子育て施策を展開してきました。同計画の期間終了に伴い、現状の社会情勢や国の動向を踏まえて策定する今回の「君津市こども計画」は、本市のこども・若者・子育て当事者に関する施策を総合的にまとめた新たな指針として位置づける計画です。

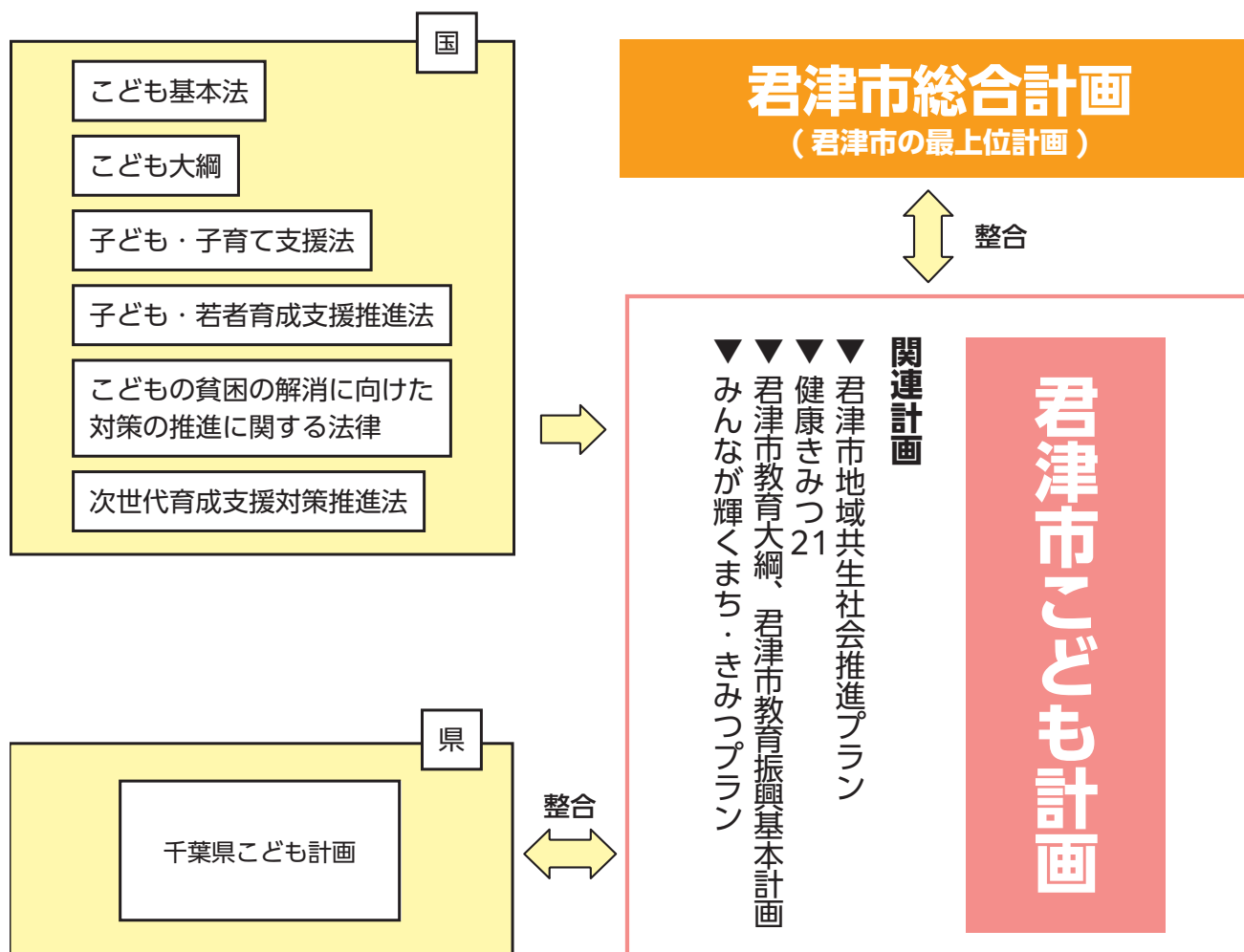
本計画では、計画の主役となるこども・若者自身の声を反映させるとともに、こども・若者の主体性を尊重し、地域全体で支え合う「こどもまんなか社会」の実現を目指します。地域の担い手の育成や幸福度の向上等、社会全体の相乗効果を図りながら、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく市町村こども計画として位置づけ、以下の計画と一体的に策定するとともに、「母子保健計画」を包含する計画です。

- ▼ 子ども・子育て支援法に基づく
「第3期君津市子ども・子育て支援計画」
- ▼ 子ども・若者育成支援推進法に基づく
「子ども・若者計画」
- ▼ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく
「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- ▼ 次世代育成支援対策推進法に基づく
「次世代育成支援行動計画」

【君津市こども計画の位置づけ図】



3 計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者を対象とします。年齢で必要なサポートが途切れることなく、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らせるよう支えていくものです。また、子育て当事者も対象とするほか、こども・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

【本計画内でのライフステージごとの定義】

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生～ 概ね 18 歳 (高校生年代)	概ね 18 ～ 29 歳 ※施策によっては ポスト青年期 (30 ～ 39 歳) も含む

なお、本計画が対象とする「こども」は、心身の発達の過程にある者とし、「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期及びポスト青年期の者としています。

※ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとします。

【計画の対象とライフステージのイメージ】



4

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和 5年度 2023 年度	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度	令和 12 年度 2030 年度
君津市総合計画							
前期 計画	君津市地域共生社会推進プラン						次期計画
君津市教育大綱・君津市教育振興基本計画				次期計画			
第 2 期君津市子ども・ 子育て支援計画		君津市こども計画					次期 君津市 こども 計画



第2章

君津市の現状

1 君津市の概況

(1) 人口の動向

① 総人口と年少人口割合の推移

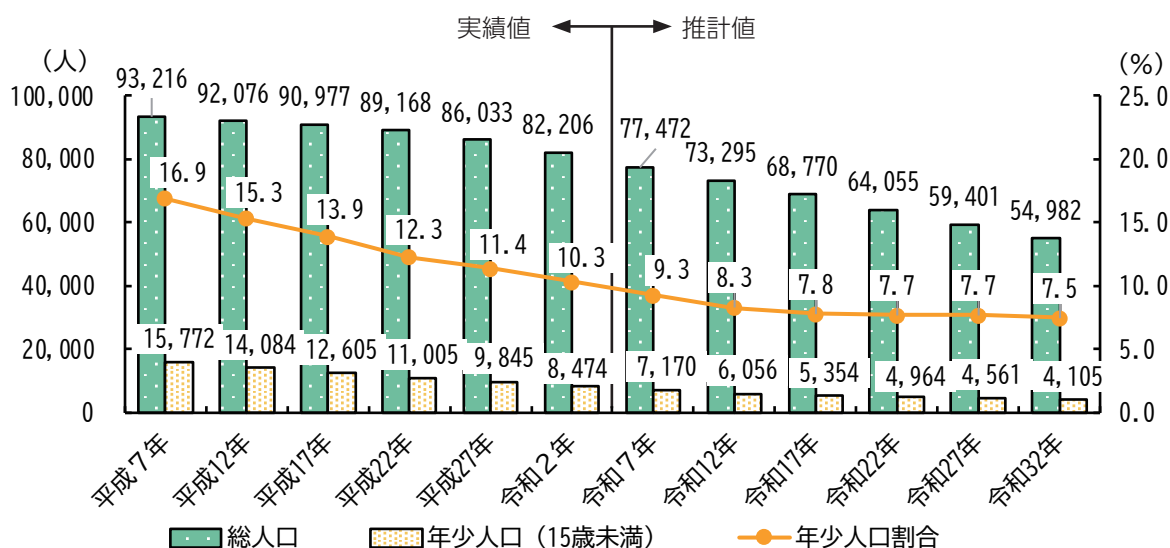
本市の総人口の推移は、平成7年以降減少しており、平成7年の93,216人に対して、令和2年は82,206人と、25年間で11,010人減少しています。

国の資料に基づく人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）によると、このまま対策を行わず人口が減少した場合、本市の総人口は、令和32年に54,982人となり、令和2年と比べて、27,224人が減少すると予測されます。

15歳未満の年少人口の推移は、平成7年以降一貫して減少を続けており、平成7年の15,772人に対して、令和2年は8,474人となっています。人口推計によると、令和32年には4,105人となり、令和2年と比べて、4,369人が減少すると予測されます。

また、総人口に占める年少人口の割合も同様に低下を続けており、平成7年の16.9%に対して、令和2年は10.3%となっています。人口推計によると、令和32年には7.5%になると予測されます。

【総人口と年少人口割合の推移】

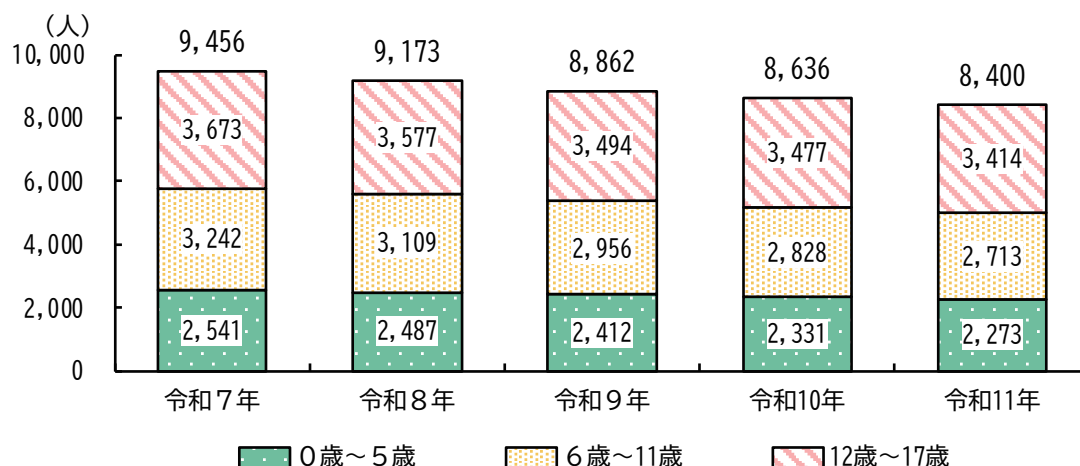


資料：平成7年～令和2年は国勢調査、令和7年以降はまち・ひと・しごと創生本部提供資料に基づいた推計（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）

② 計画期間における推計児童人口

本市の推計児童人口は、令和 11 年の 0 ～ 5 歳人口が 2,273 人、6 ～ 11 歳が 2,713 人、12～17 歳が 3,414 人になると推計されます。

【推計児童人口】

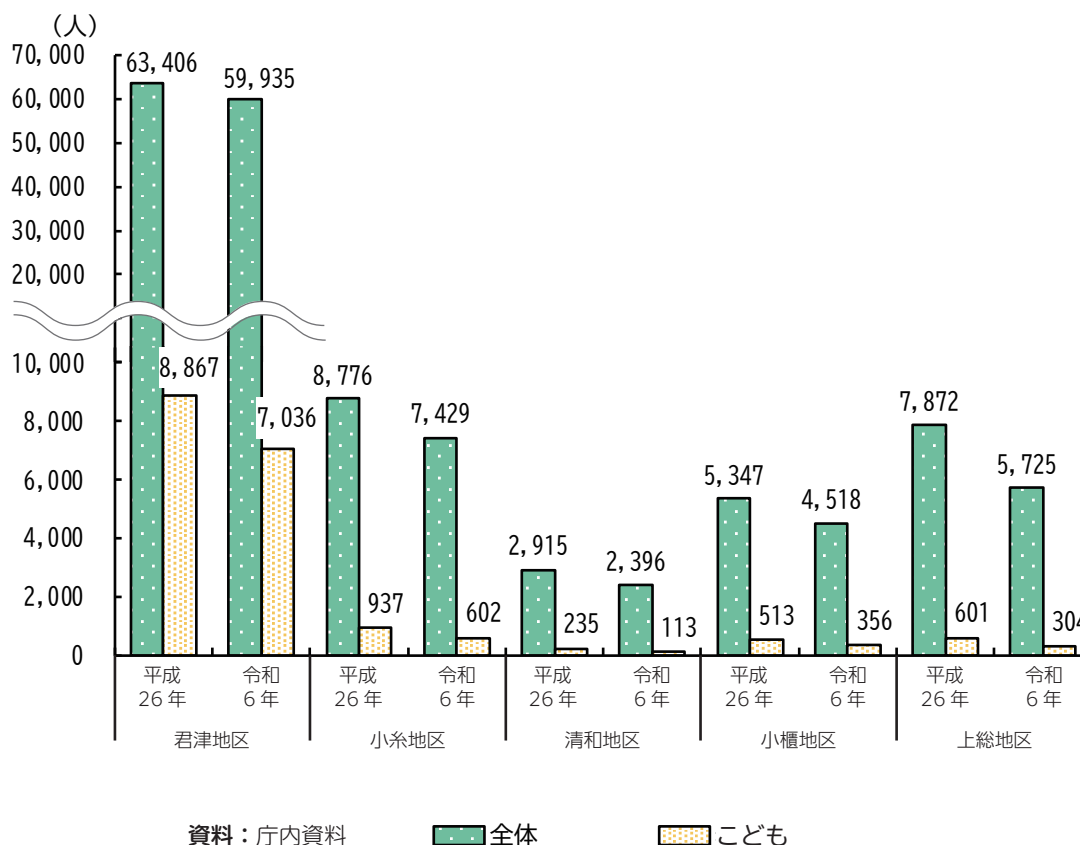


資料：推計値はコーホート変化率法にて算出

※コーホート変化率法とは、年齢階層ごとの人口変化率をもとに将来の人口を予測する手法です。同じ年齢層の集団（コーホート）の過去の変化率（出生、死亡、移動など）を計算し、これをもとに将来の人口を推定します。

③ 本市における地区別人口の推移

本市の地区別人口の 0 ～ 15 歳のこどもの数と全体数の推移は、いずれも減少しています。直近 10 年間で減少率が顕著なのは、清和地区のこどもの数で 51.9%減、上総地区のこどもの数で 49.4%減となっています。



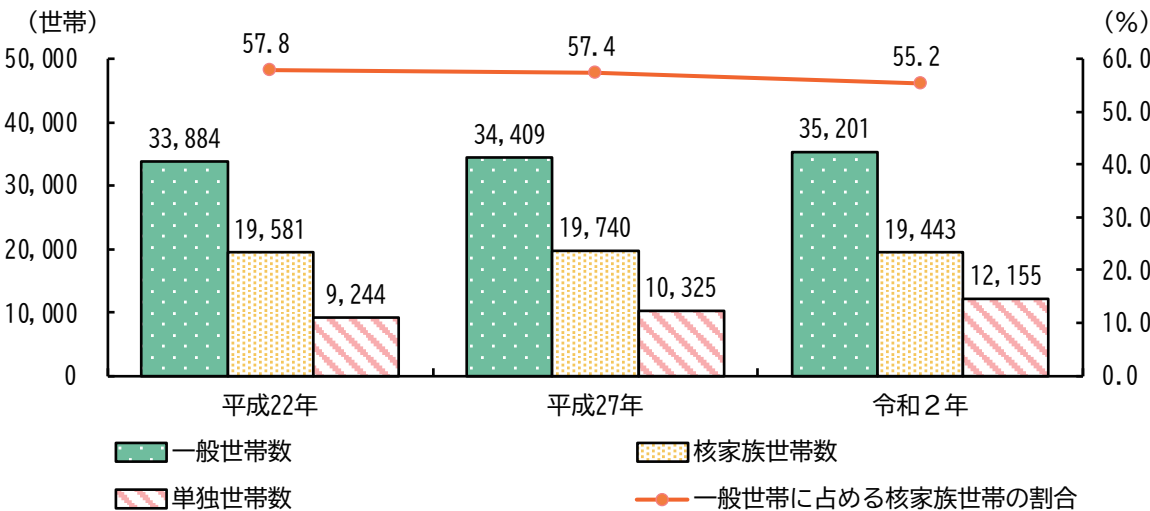
資料：庁内資料

(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

本市の核家族世帯数は増減しており、令和2年で19,443世帯となっています。一方、単独世帯数は増加しており、令和2年で12,155世帯となっています。また、一般世帯数も増加しており、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しています。

【世帯の状況】

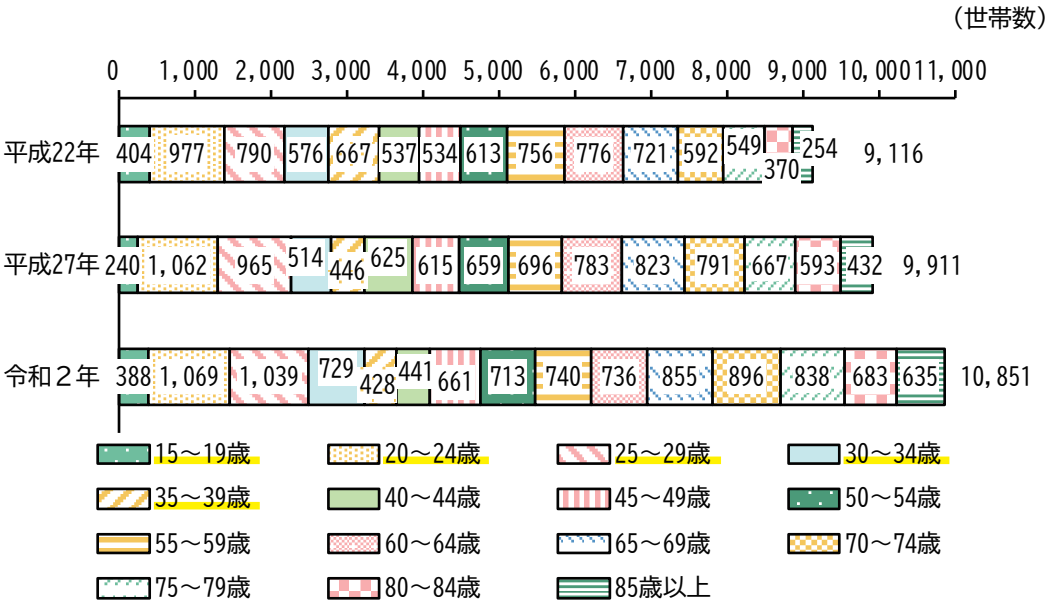


資料：国勢調査

② 単独世帯の年齢内訳（5歳階級）

本市の単独世帯の年齢内訳は、平成22年から令和2年にかけて増加しているのが、20～34歳、45～54歳、65歳以上となっています。特に25～29歳は、約3割増加しています。

※年齢不詳を含まない為、総単独世帯数とは一致しません



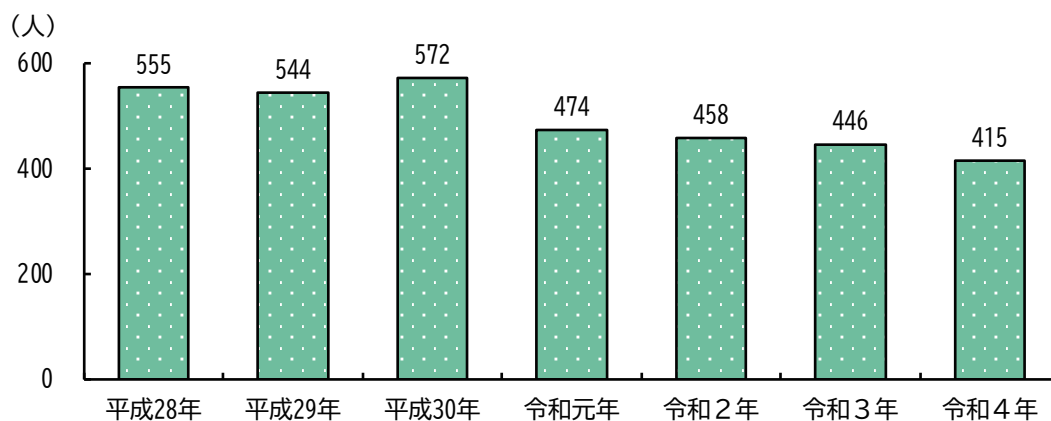
資料：国勢調査

(3) 出生の動向

① 出生数の推移

本市の出生数（１年間に生まれたこどもの数）は、減少傾向にあり、令和４年で４１５人となっています。

【出生数の推移】

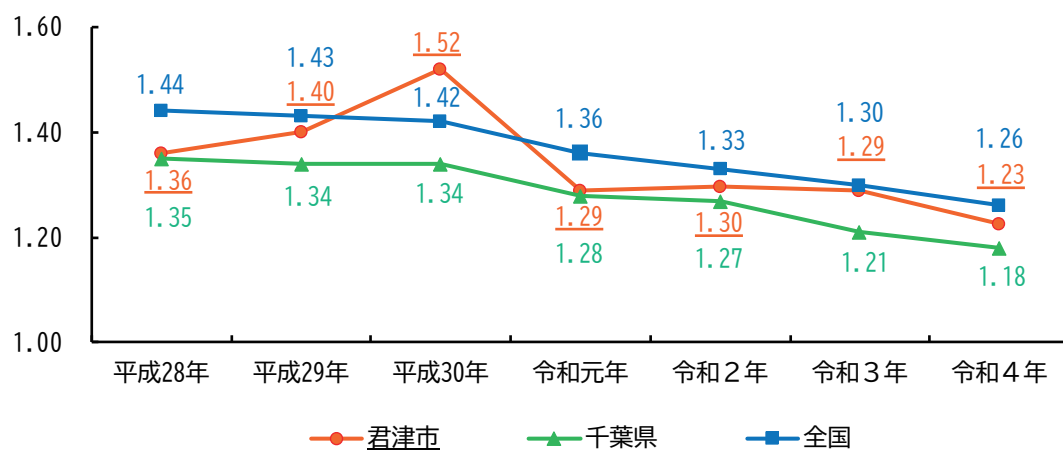


資料：千葉県衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は減少傾向にあり、令和４年で１．２３（人）となっています。平成３０年を除き、県と比較すると高い値、全国と比較すると低い値で推移しています。

【合計特殊出生率の推移】

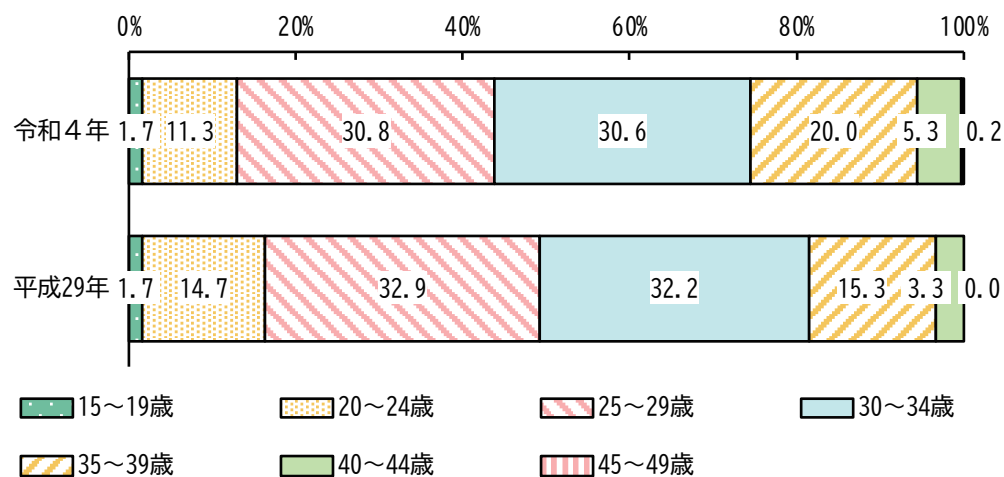


資料：千葉県衛生統計年報

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移は、平成29年と比較して、令和4年で、20～34歳の割合が減少しているのに対して、35～49歳の割合が増加しています。

【母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移】



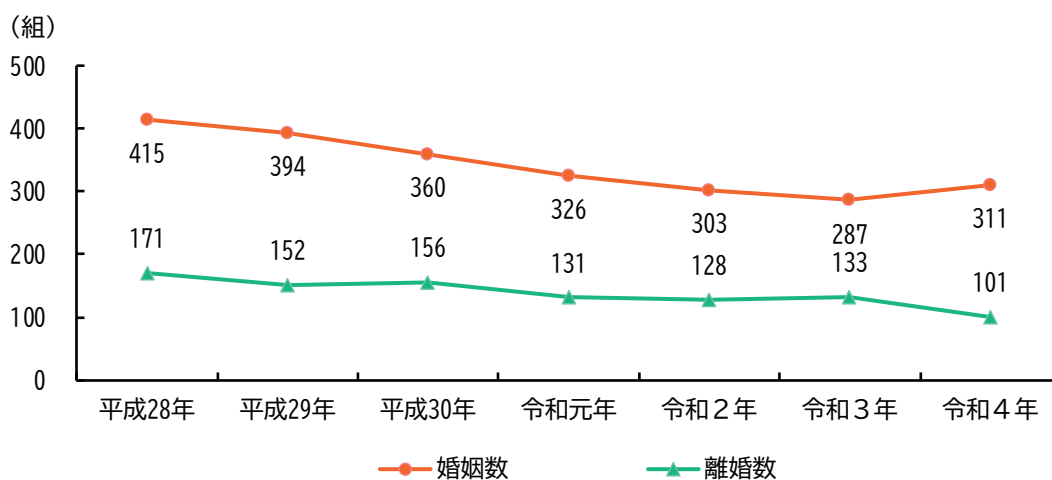
資料：千葉県衛生統計年報

④ 婚姻数と離婚数の推移

本市の婚姻数は減少傾向にあり、平成28年の415組から令和3年まで年々減少し、その後増加して、令和4年には311組となっています。

また、離婚数も減少傾向にあり、令和4年には101組となっています。

【婚姻数と離婚数の推移】



資料：千葉県衛生統計年報

(4) 幼稚園入園状況

市内の幼稚園における過去5年間の入園状況は、以下のとおりです。

【君津市内幼稚園入園状況】

単位：人

	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年度	160	216	207	583
令和4年度	196	205	219	620
令和3年度	204	218	262	684
令和2年度	211	268	267	746
令和元年度	240	264	260	764

資料：庁内資料／各年度5月1日時点

(5) 保育園入園状況

市内の保育園における過去 5 年間の入園状況は、以下のとおりです。

【君津市内保育園入園状況】

単位：人

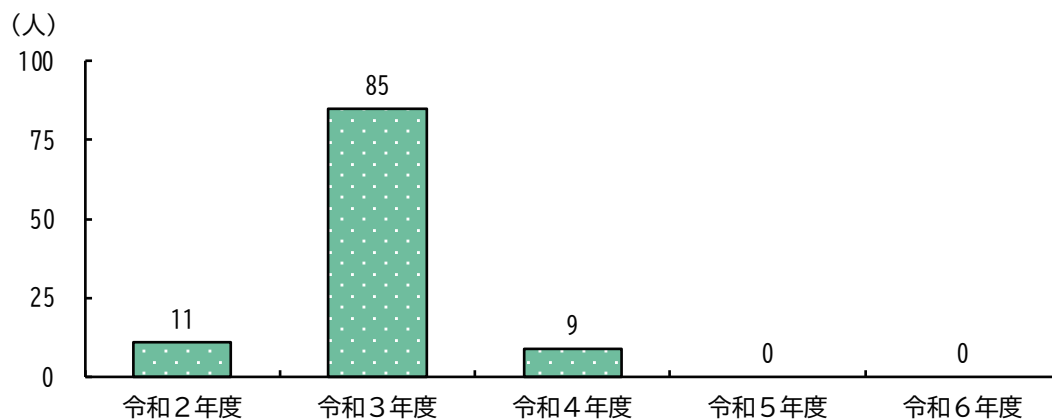
	0～1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年度	288	254	332	387	374	1635
令和4年度	248	206	292	305	306	1,357
令和3年度	247	213	246	238	240	1,184
令和2年度	254	214	224	234	246	1,172
令和元年度	209	188	220	241	249	1,107

資料：庁内資料／各年度 年度末時点

(6) 保育園の待機児童の状況

本市の待機児童数は、令和5年度から0人となっています。

【保育園の待機児童数の推移】



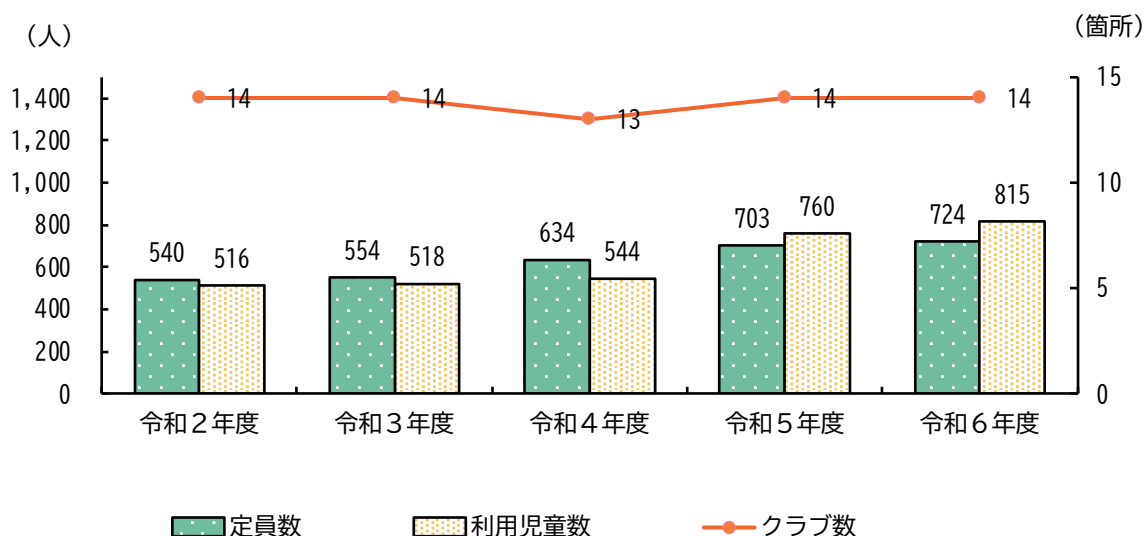
資料：庁内資料

(7) 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブのクラブ数は、大きな変動はありません。利用児童数は、増加傾向にあり、令和6年で815人となっています。

※令和5年度以降の利用児童数には、長期休暇のみの利用や随時利用の児童を含んでいます。

【放課後児童クラブの状況】



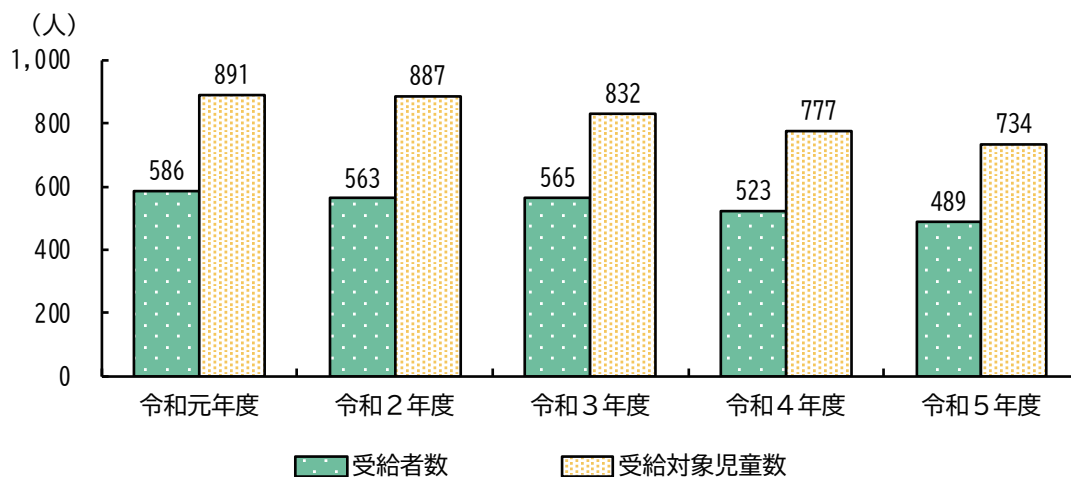
資料：庁内資料

(8) 困難を抱えるこどもの状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は、減少傾向にあり、令和5年で受給者数が489人、受給対象児童数が734人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

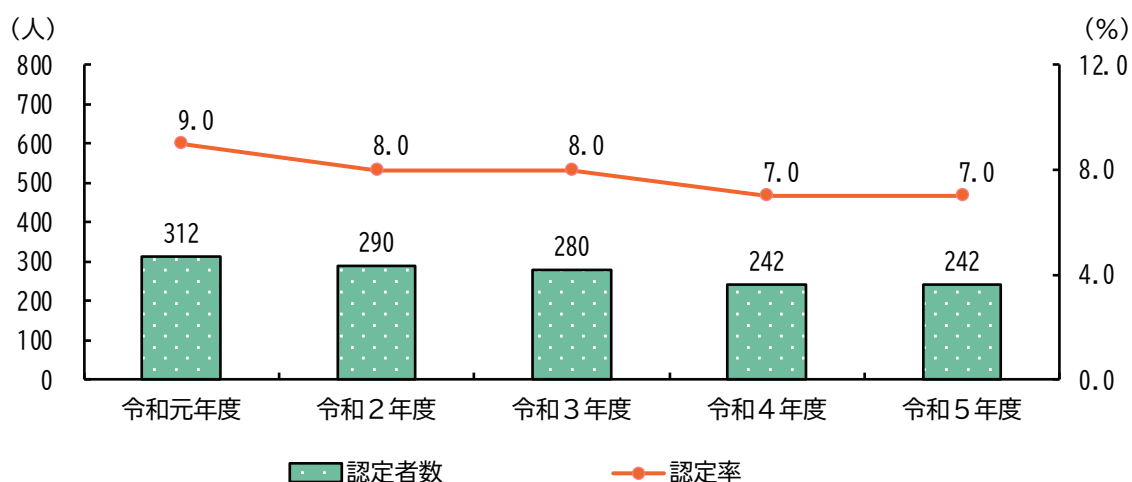


資料：庁内資料

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生の就学援助認定者数は減少傾向にあり、令和5年で認定者数は242人、認定率は7%となっています。

【就学援助認定者数（小学生）の推移】

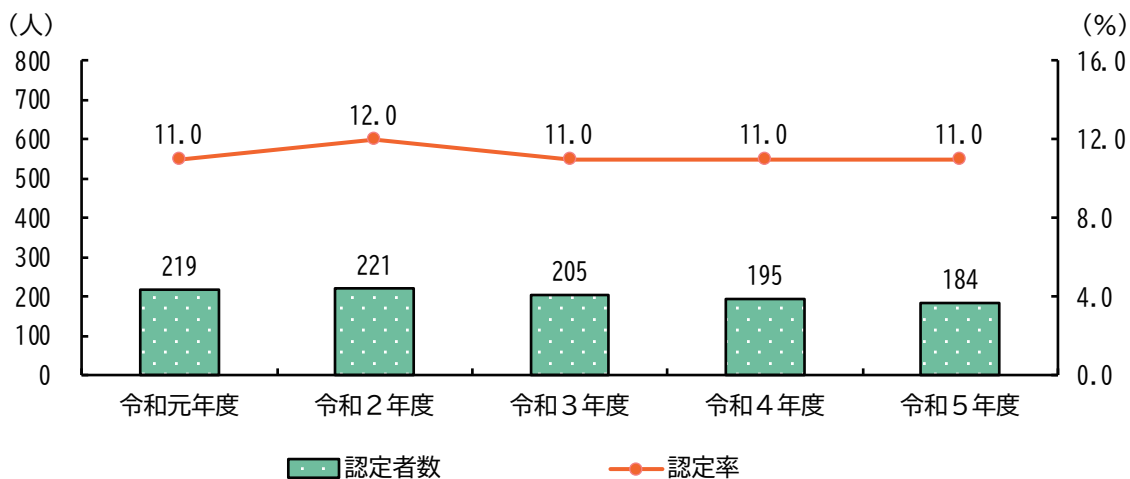


資料：庁内資料

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生の就学援助認定者数は大きな変動がなく、令和5年で認定者数は184人、認定率は11%となっています。

【就学援助認定者数（中学生）の推移】

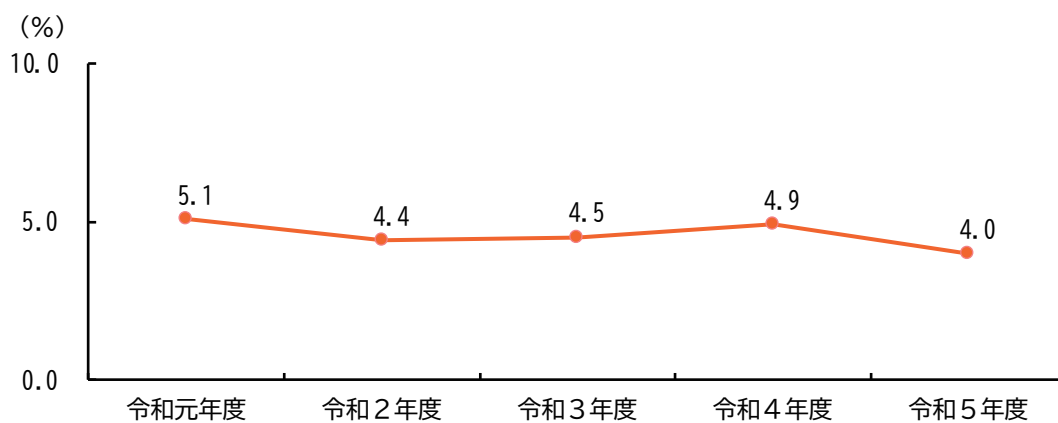


資料：庁内資料

④ 18歳未満がいる生活保護世帯受給率

本市の生活保護受給世帯のうち、18歳未満がいる世帯の割合は、令和5年で4%となっています。

【18歳未満がいる生活保護世帯受給率】

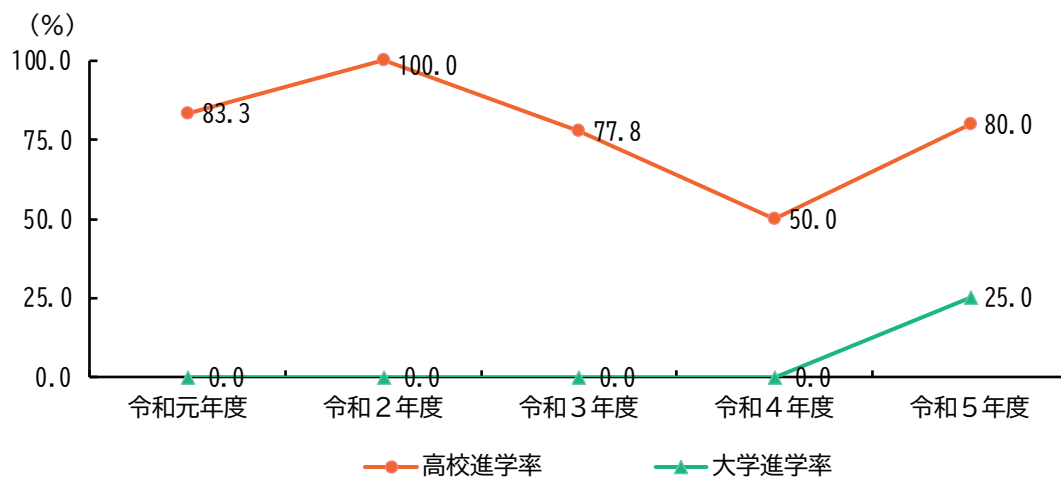


資料：庁内資料

⑤ 生活保護世帯の進学率

本市の生活保護世帯の令和5年度の高校進学率は80%、大学進学率は25%となっています。

【生活保護世帯の進学率】



資料：庁内資料

2 アンケートからみる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握して、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施したものです。

② 調査対象

(1) 子ども・子育てニーズ調査

- 1) 君津市在住の小学校就学前のお子さんをもつ家庭の保護者
- 2) 君津市在住の小学生のお子さんをもつ保護者

(2) 子ども・若者の生活状況調査

- 1) 君津市在住の小学校5年生の保護者ならびに児童本人
- 2) 君津市在住の中学校2年生の保護者ならびに生徒本人
- 3) 君津市在住の15歳～24歳の市民

③ 調査期間

令和6年6月28日(金)～令和6年7月19日(金)

④ 調査方法

調査対象者に案内通知を送付・インターネットによる回答

⑤ 回収状況

調査の種類		配布数	有効回答数	有効回答率
ニーズ調査	就学前児童保護者	2,042 通	710 通	34.8%
	小学生保護者	2,631 通	600 通	22.8%
生活状況調査	小学5年生及び 中学2年生本人	1,133 通	363 通	32.0%
	小学5年生及び 中学2年生の保護者	1,133 通	390 通	34.4%
	15歳から24歳	1,000 通	167 通	16.7%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・ 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方となるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

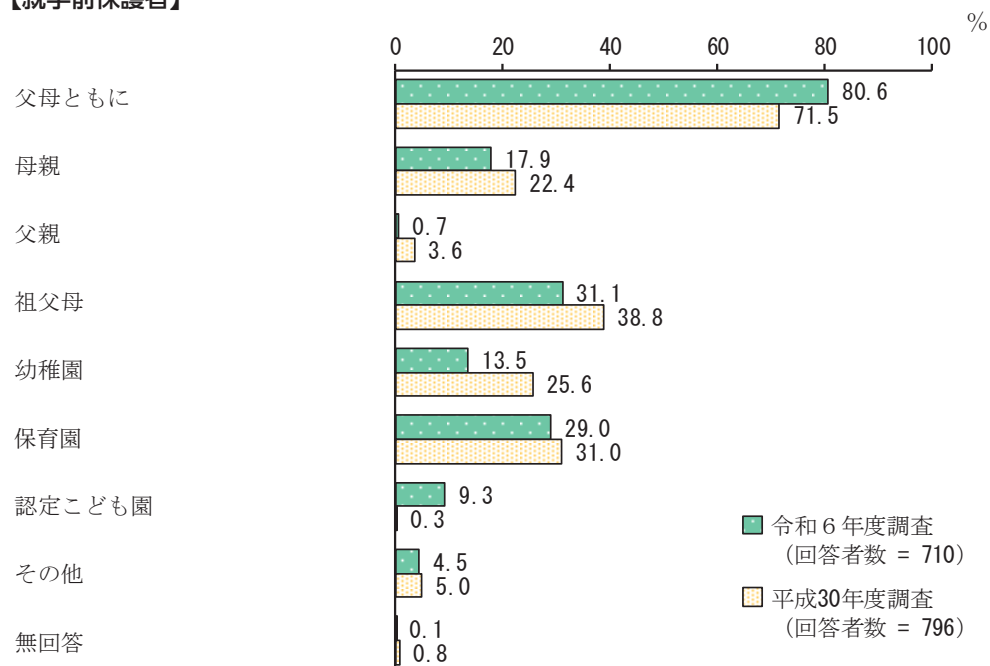
(2) 子ども・子育てニーズ調査結果

① 子育てに日常的に関わっている人

「父母ともに」の割合が80.6%と最も高く、次いで「祖父母」の割合が31.1%、「保育園」の割合が29.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父母ともに」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「祖父母」「幼稚園」の割合は減少しています。

【就学前保護者】



② 子育てにもっとも影響すると思われる環境

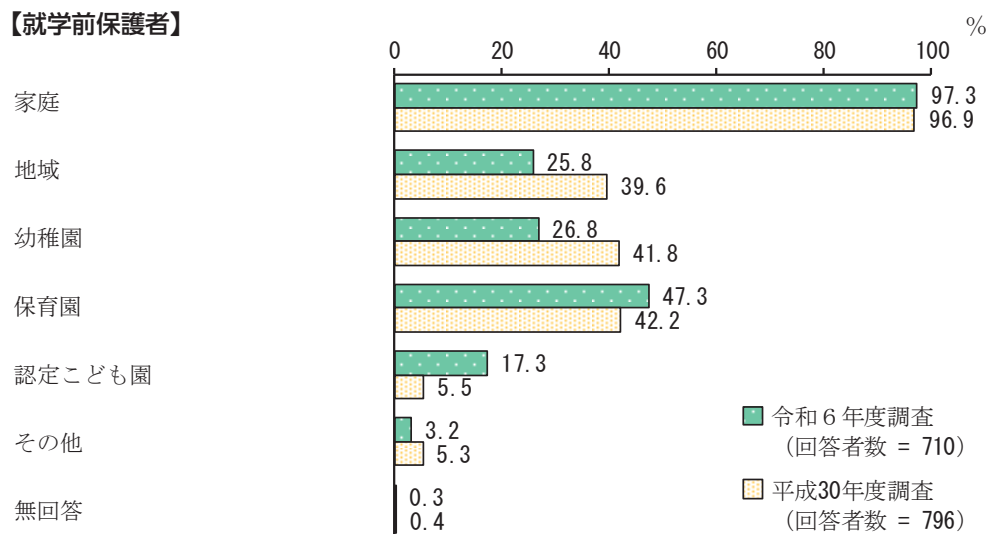
就学前保護者では、「家庭」の割合が97.3%と最も高く、次いで「保育園」の割合が47.3%、「幼稚園」の割合が26.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「保育園」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「地域」「幼稚園」の割合は減少しています。

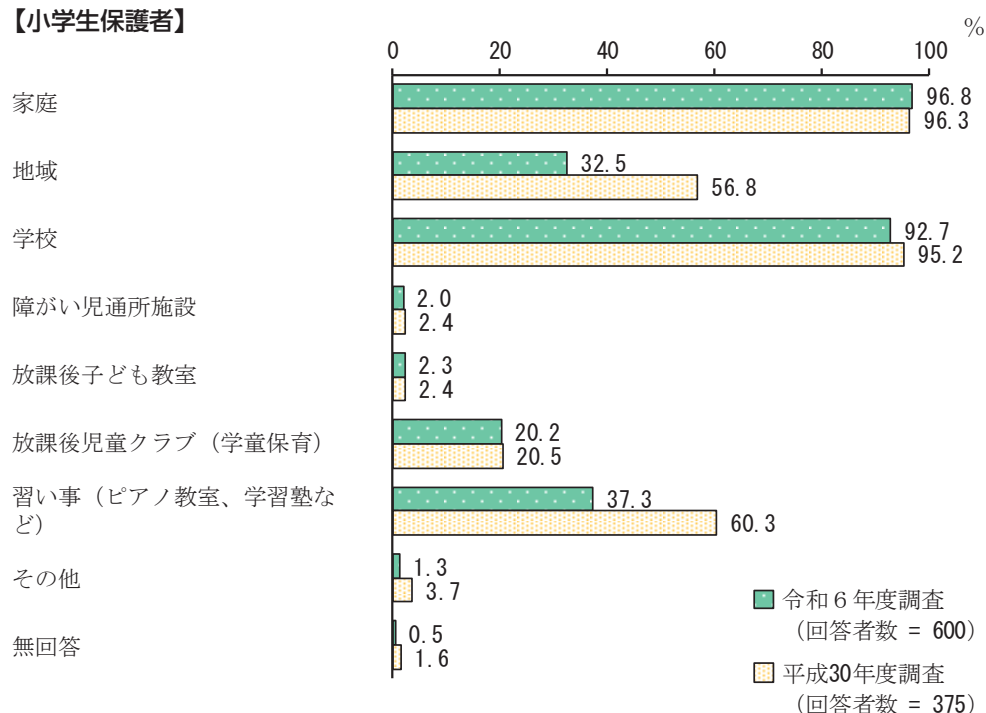
小学生保護者では、「家庭」の割合が96.8%と最も高く、次いで「学校」の割合が92.7%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」の割合が37.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「地域」「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」の割合は減少しています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】

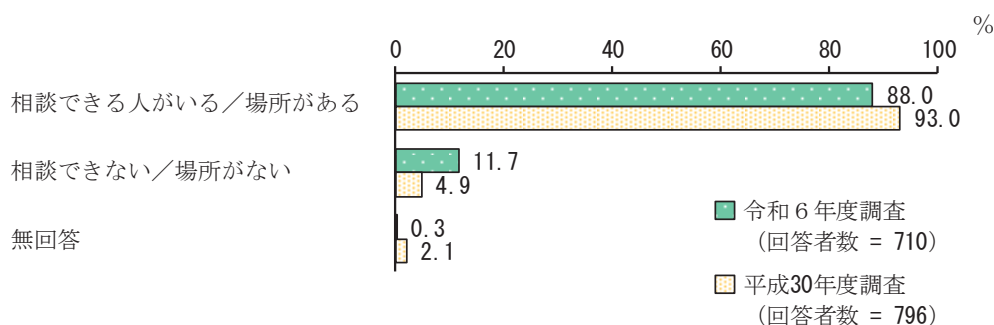


③ 子育てについて気軽に相談できる人、場所

「相談できる人がいる／場所がある」の割合が 88.0%、「相談できない／場所がない」の割合が 11.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「相談できない／場所がない」の割合が増加しています。

【就学前保護者】

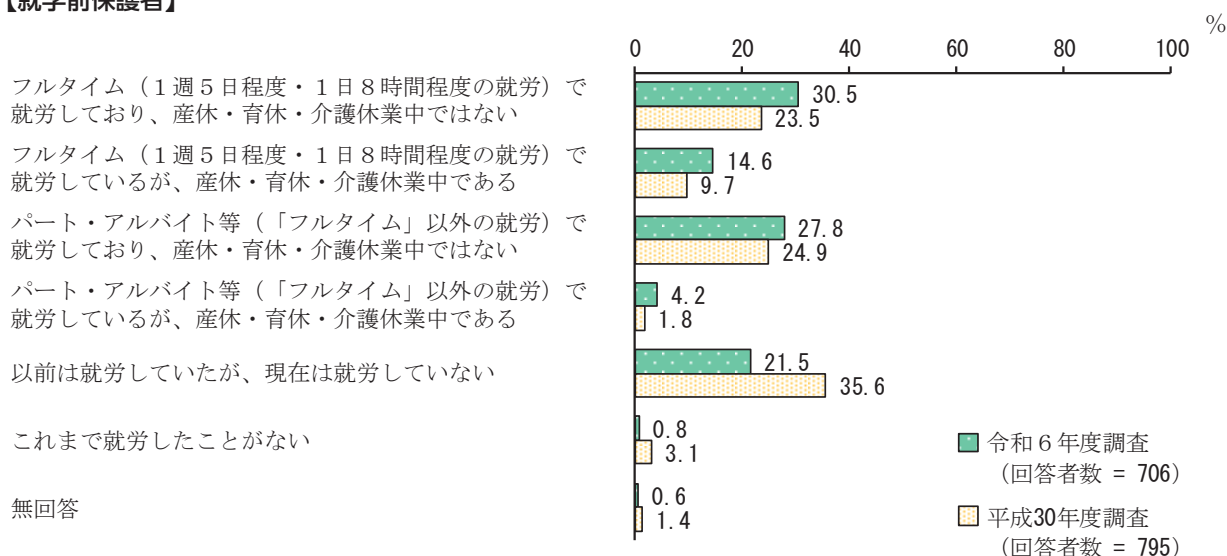


④ 母親の就労状況

「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 30.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 27.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 21.5%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

【就学前保護者】

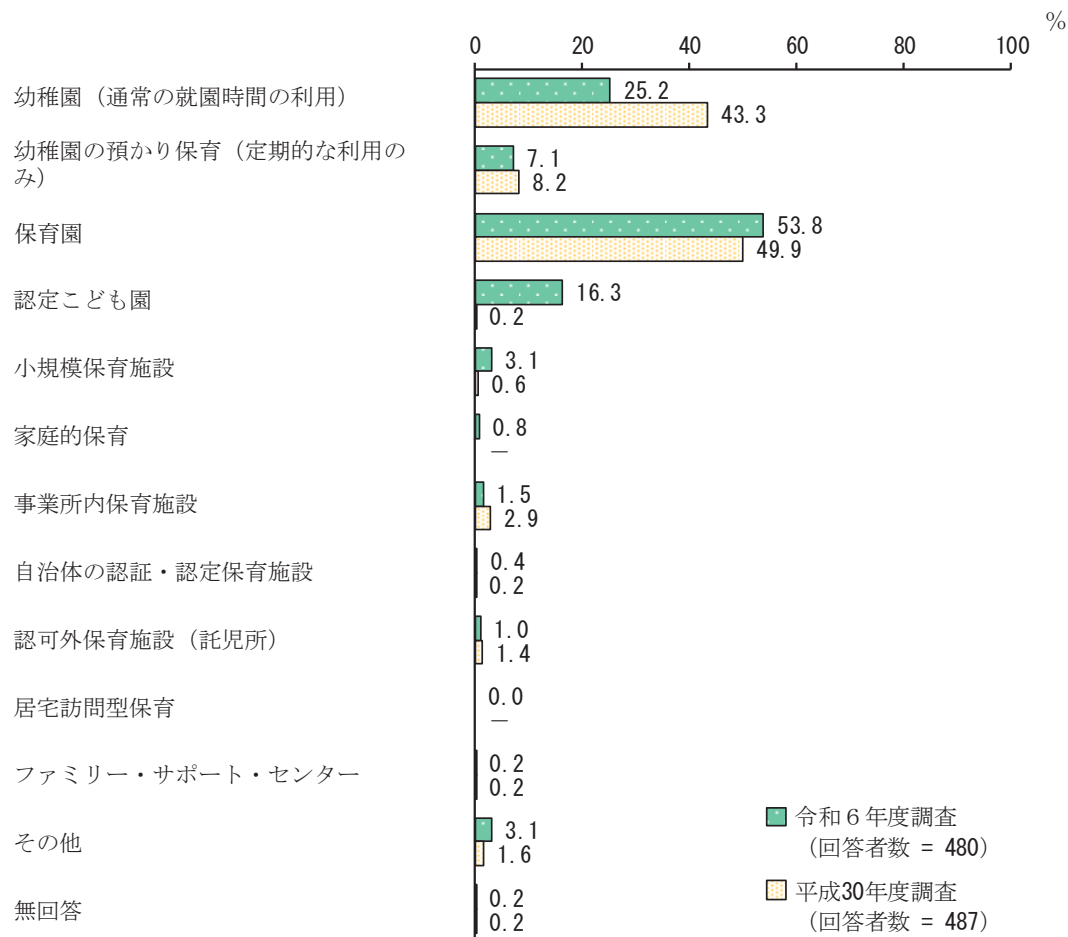


⑤ 平日に定期的に利用している教育・保育事業

「保育園」の割合が53.8%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が25.2%、「認定こども園」の割合が16.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合は減少しています。

【就学前保護者】

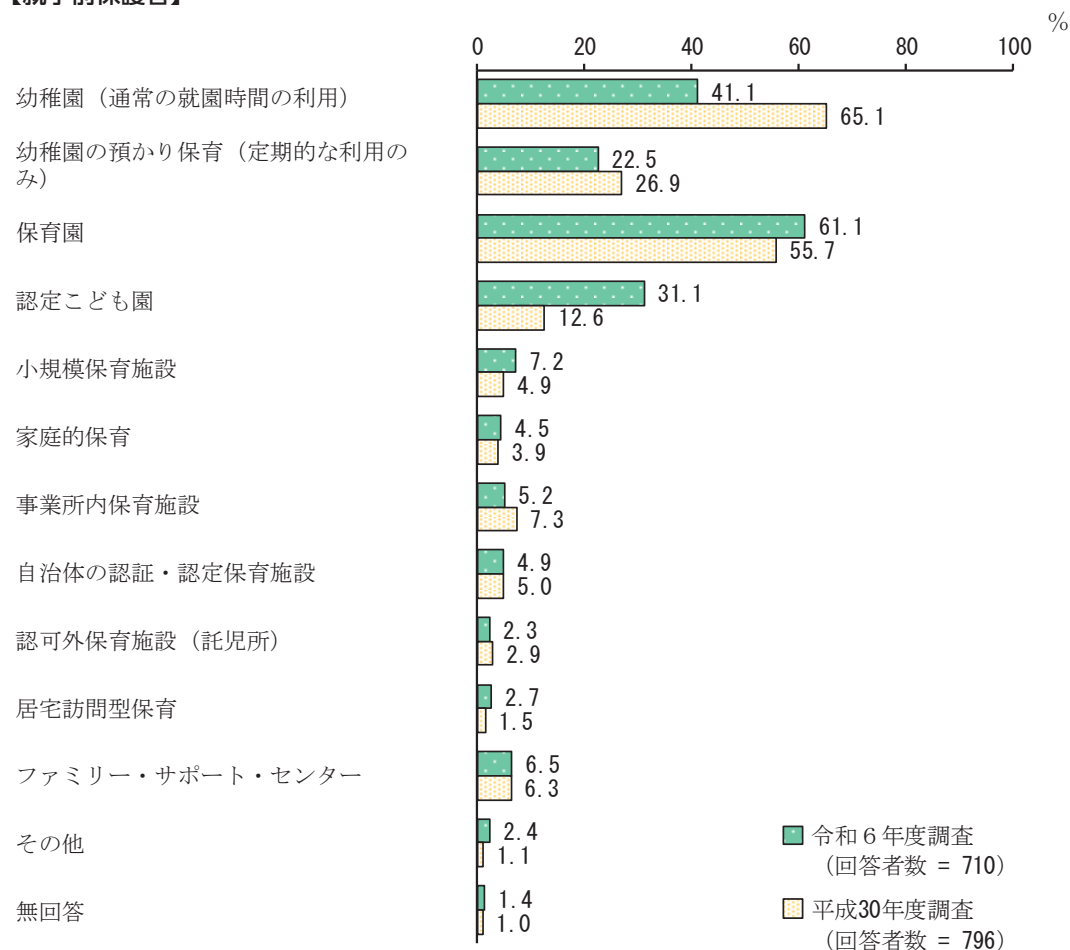


⑥ 平日に定期的に利用したい教育・保育事業

「保育園」の割合が61.1%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が41.1%、「認定こども園」の割合が31.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「保育園」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合は減少しています。

【就学前保護者】

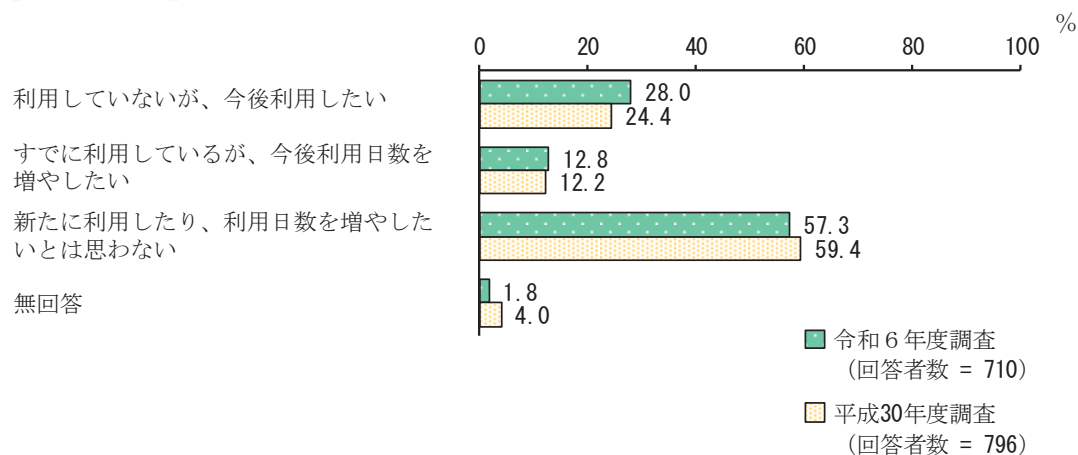


⑦ 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が57.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が28.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が12.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前保護者】

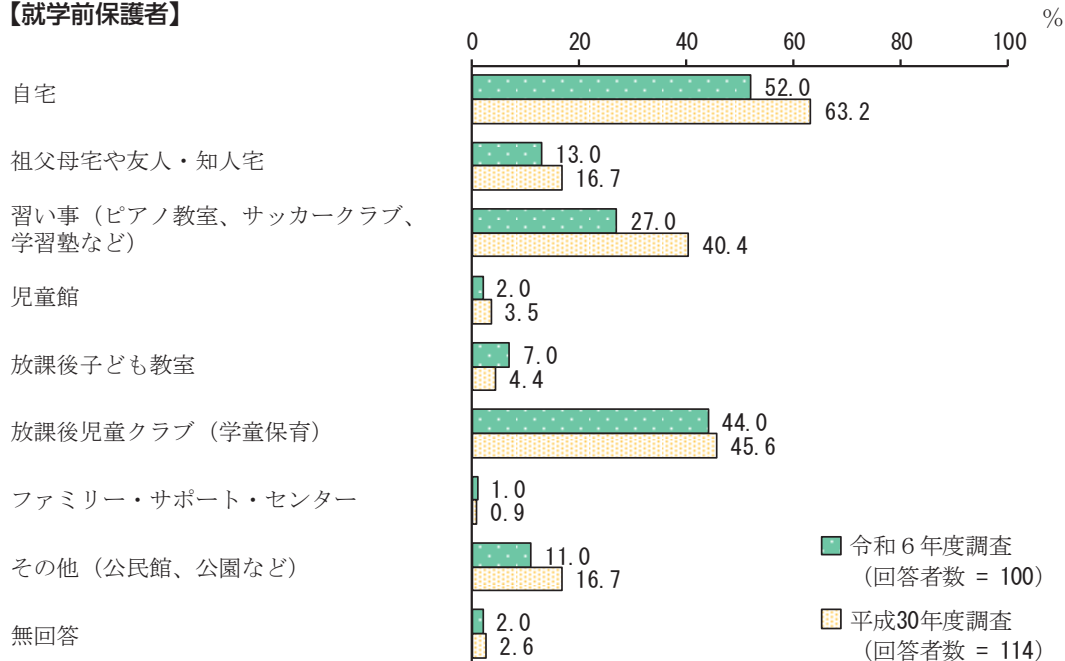


⑧ 小学校低学年の放課後を過ごさせたい場所

「自宅」の割合が52.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が44.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が27.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「その他（公民館、公園など）」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



⑨ 育児休業の取得状況

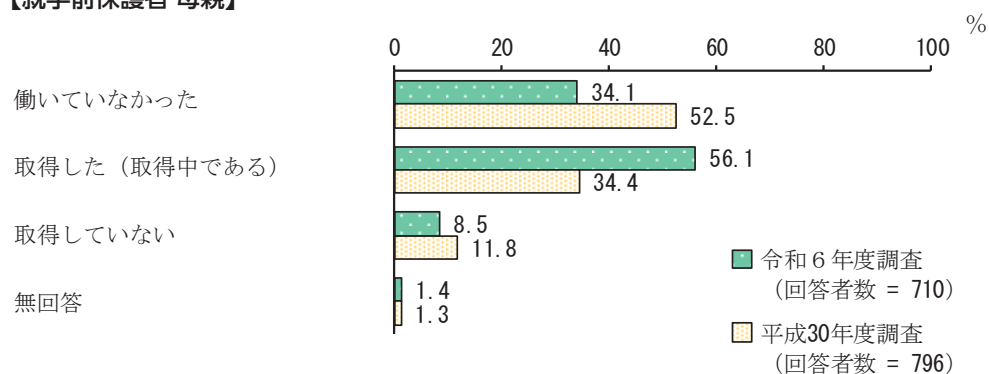
母親では、「取得した（取得中である）」の割合が 56.1%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 34.1%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合は減少しています。

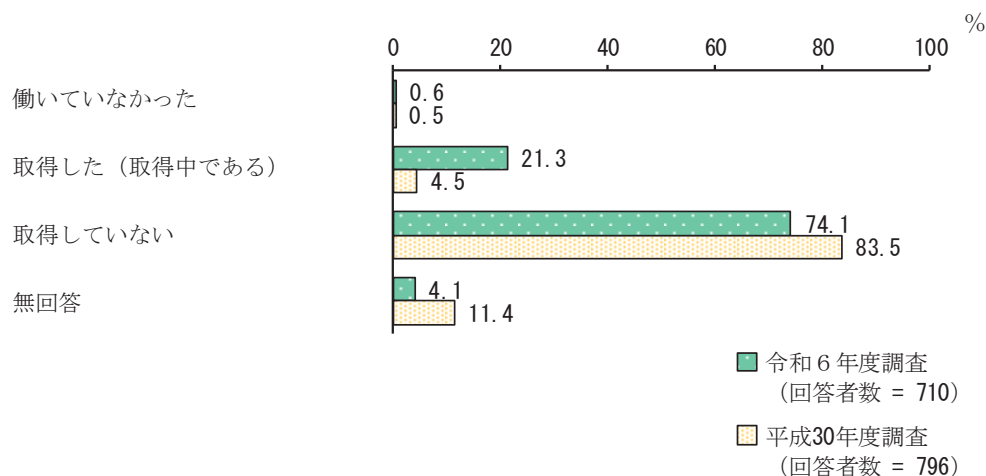
父親では、「取得していない」の割合が 74.1%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が 21.3%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合は減少しています。

【就学前保護者 母親】



【就学前保護者 父親】

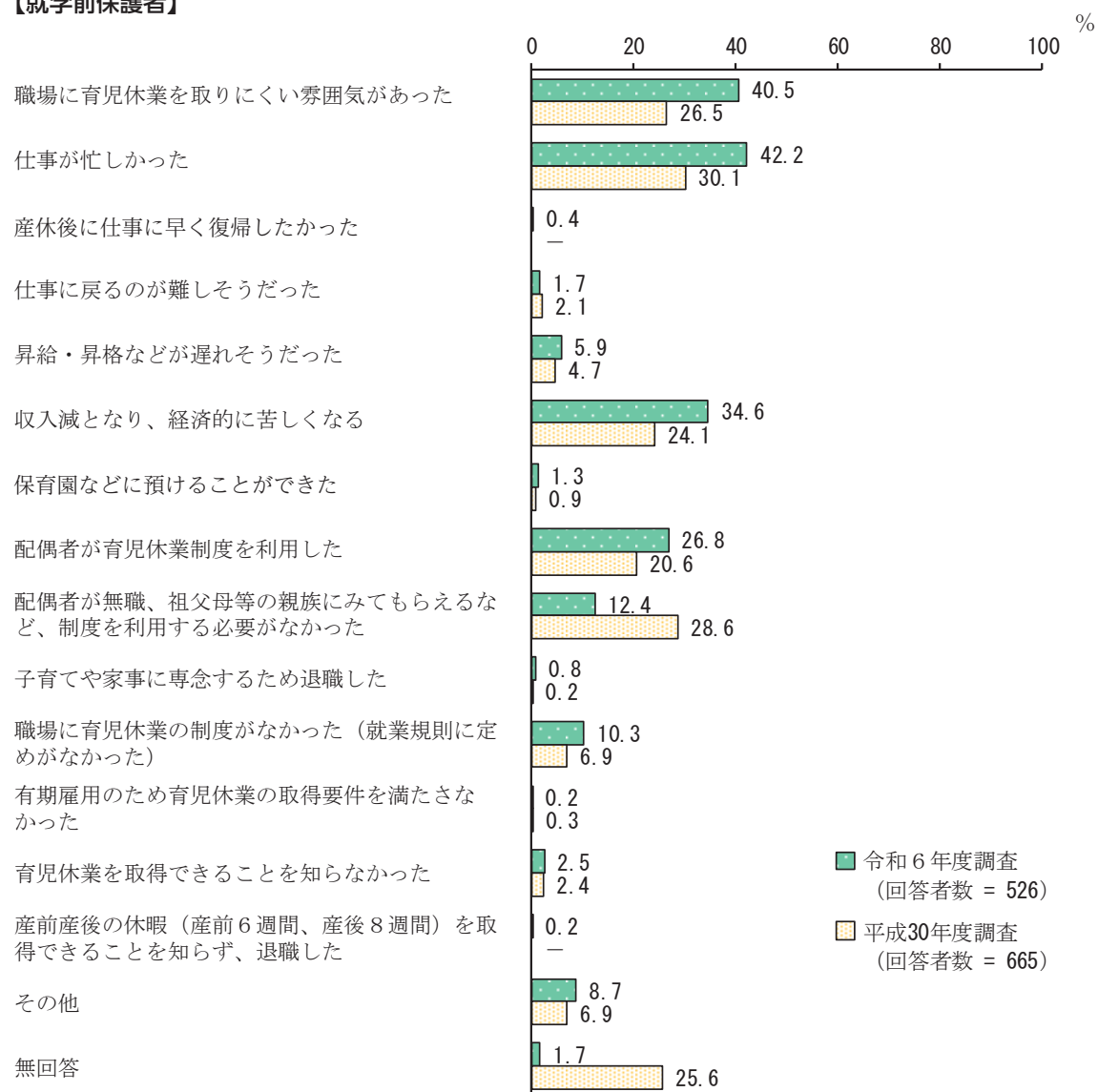


⑩ 父親の育児休業を取得していない理由

「仕事が忙しかった」の割合が42.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が40.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が34.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が増加しています。一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合は減少しています。

【就学前保護者】



⑪ ヤングケアラーという言葉の認知度

就学前保護者では、「言葉も内容も知っている」の割合が 65.6%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 17.6%、「言葉は聞いたことがある」の割合が 15.8%となっています。

小学生保護者では、「言葉も内容も知っている」の割合が 74.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 14.0%、「言葉は聞いたことがある」の割合が 10.5%となっています。

【就学前保護者】

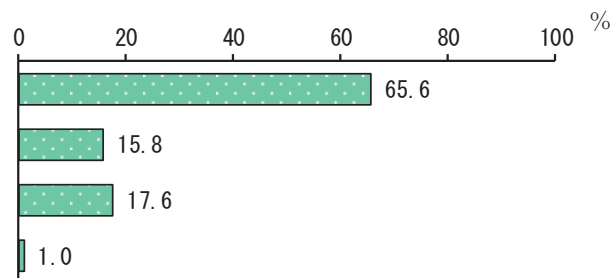
回答者数 = 710

言葉も内容も知っている

言葉は聞いたことがある

知らない

無回答



【小学生保護者】

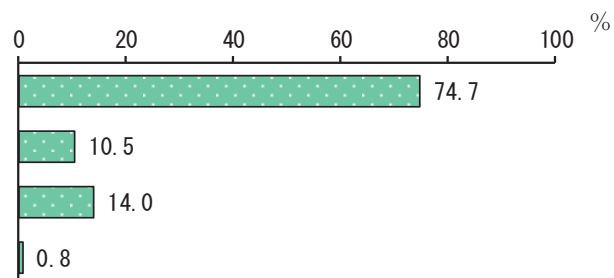
回答者数 = 600

言葉も内容も知っている

言葉は聞いたことがある

知らない

無回答



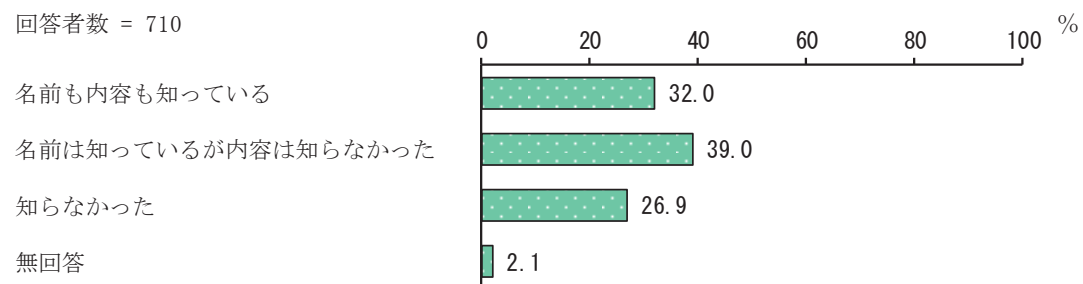
⑫ 子どもの権利の認知度

就学前保護者では、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が 39.0%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が 32.0%、「知らなかった」の割合が 26.9%となっています。

小学生保護者では、「名前も内容も知っている」の割合が 40.2%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が 40.0%、「知らなかった」の割合が 18.3%となっています。

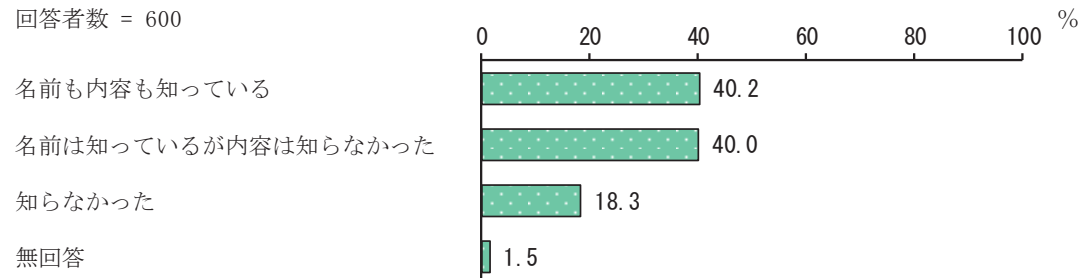
【就学前保護者】

回答者数 = 710



【小学生保護者】

回答者数 = 600

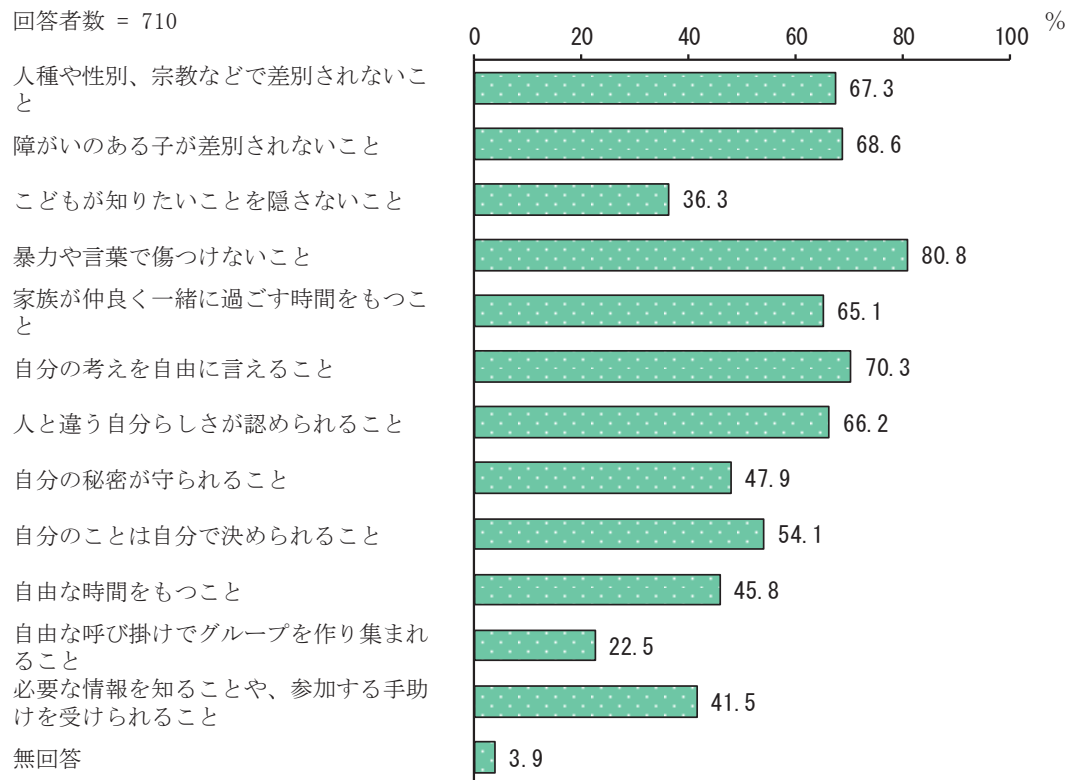


⑬ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと

就学前保護者では、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が80.8%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が70.3%、「障がいのある子が差別されないこと」の割合が68.6%となっています。

【就学前保護者】

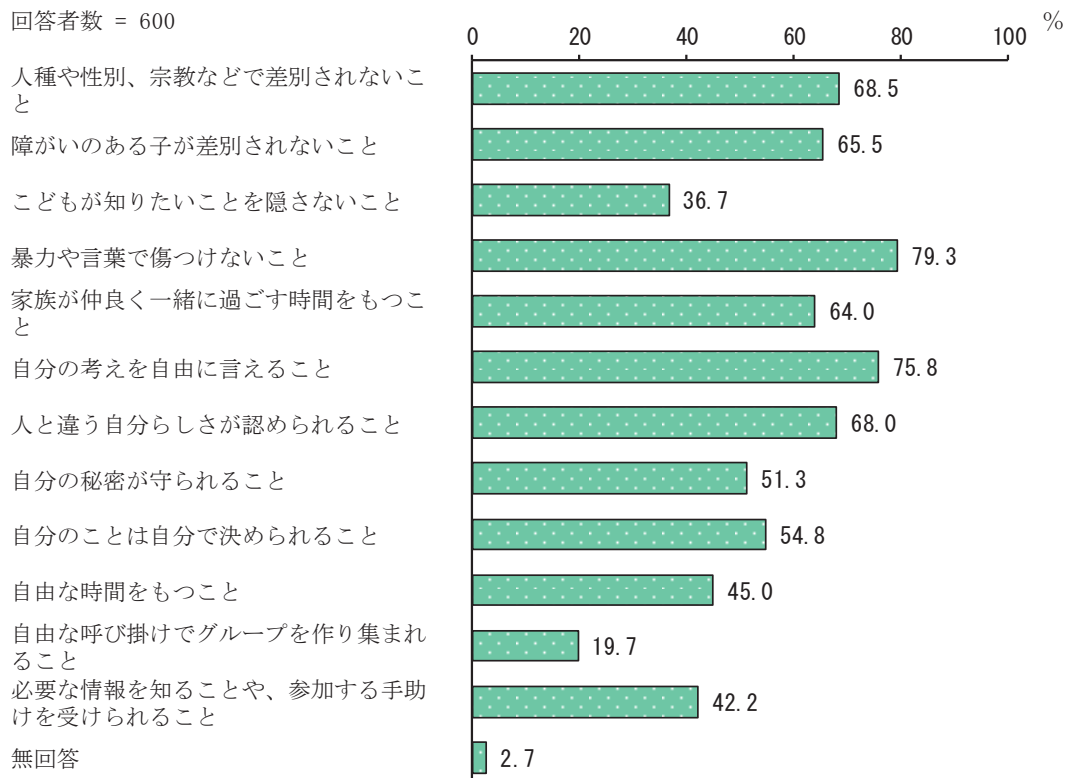
回答者数 = 710



小学生保護者では、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が79.3%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が75.8%、「人種や性別、宗教などで差別されないこと」の割合が68.5%となっています。

【小学生保護者】

回答者数 = 600

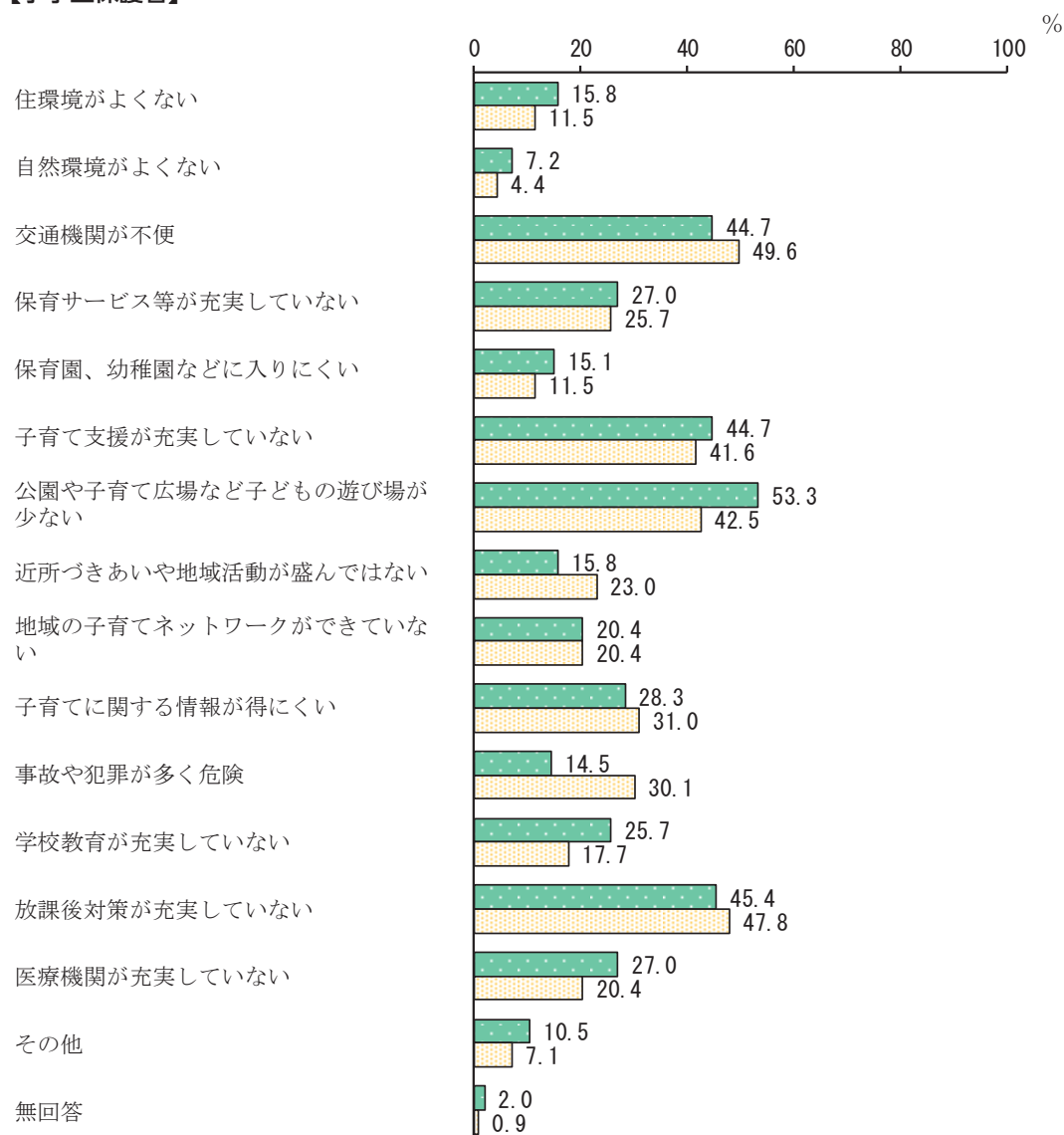


⑭ 子育ての環境や支援への満足度について満足度が低いと答えた理由

「公園や子育て広場など子どもの遊び場が少ない」の割合が53.3%と最も高く、次いで「放課後対策が充実していない」の割合が45.4%、「交通機関が不便」、「子育て支援が充実していない」の割合が44.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「公園や子育て広場など子どもの遊び場が少ない」「学校教育が充実していない」「医療機関が充実していない」の割合が増加しています。一方、「近所づきあいや地域活動が盛んではない」「事故や犯罪が多く危険」の割合は減少しています。

【小学生保護者】



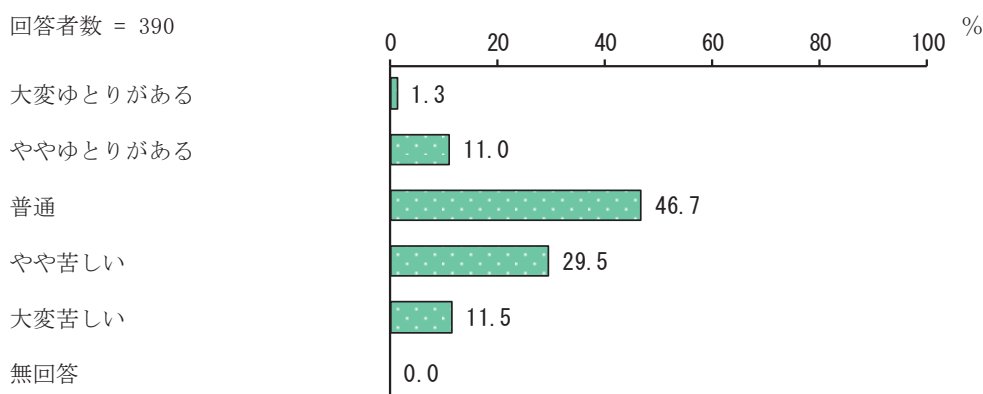
(3) こども・若者の生活状況調査結果

① 現在の暮らしの状況

「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」をあわせた“ゆとりがある”の割合が12.3%、「普通」の割合が46.7%、「やや苦しい」と「大変苦しい」をあわせた“苦しい”の割合が41.0%となっています。

【保護者】

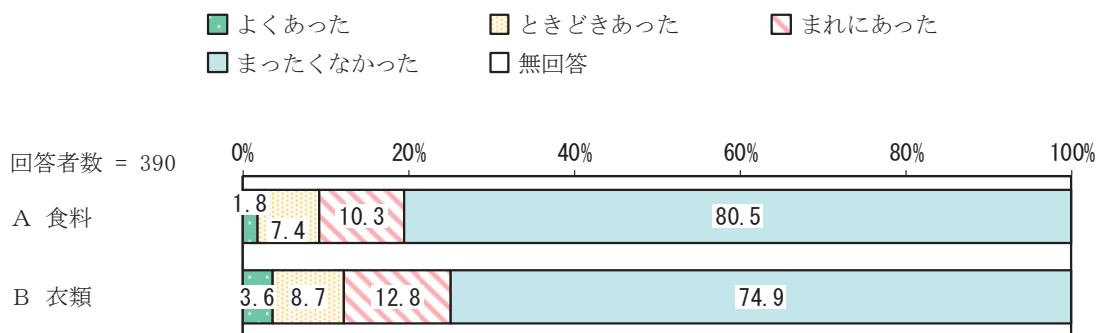
回答者数 = 390



② 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料や衣類を買えない経験

『A 食料』、『B 衣類』ともに「まったくなかった」の割合が最も高くなっているものの、「よくあった」と「ときどきあった」をあわせた割合が1割程度となっています。

【保護者】



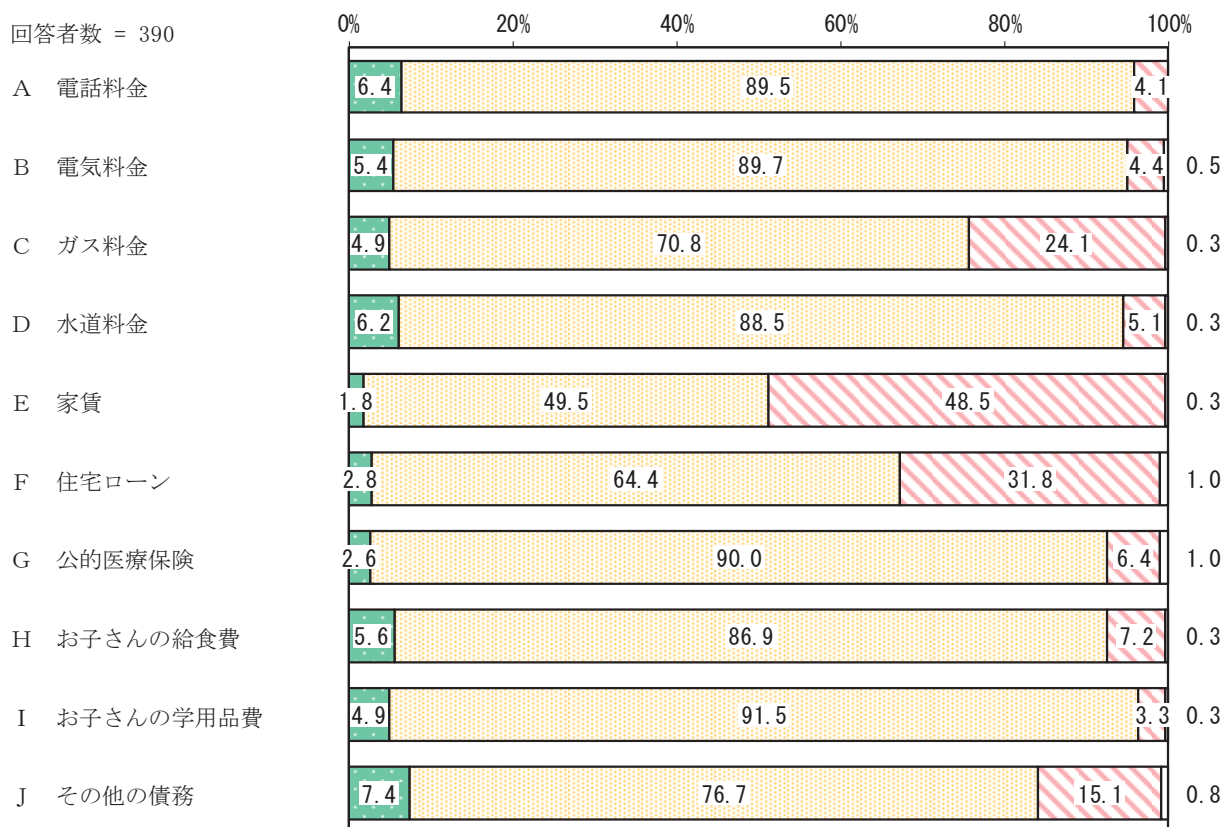
③ 過去1年の間に、経済的な理由で公共料金などを期限内に支払えない経験

すべての項目で「あった」の割合が1割未満となっています。

【保護者】

■ あった ■ なかった ■ 該当しない（払う必要がない） □ 無回答

回答者数 = 390

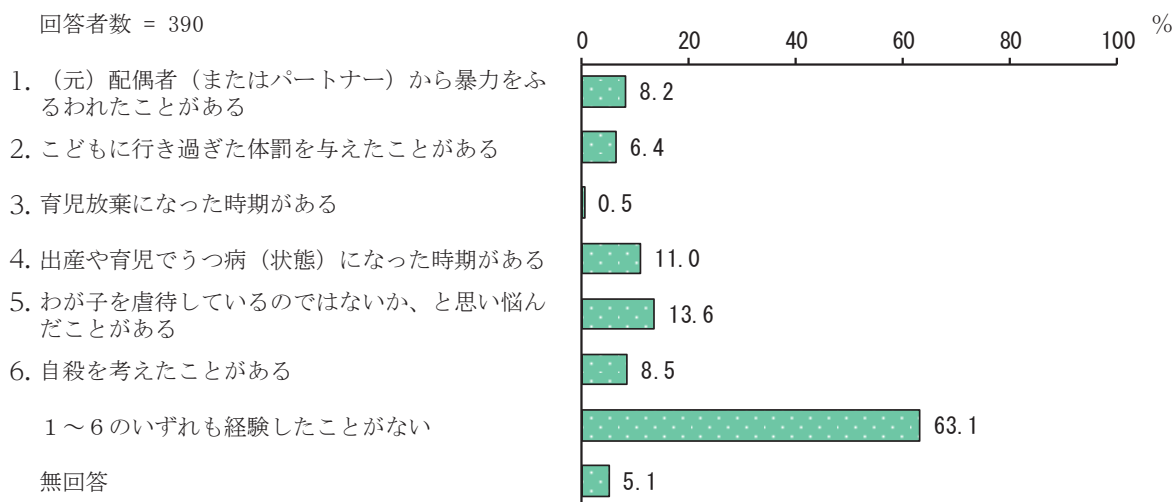


④ お子さんをもってから経験したこと

「1～6のいずれも経験したことがない」の割合が63.1%と最も高く、次いで「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」の割合が13.6%、「出産や育児でうつ病（状態）になった時期がある」の割合が11.0%となっています。

【保護者】

回答者数 = 390

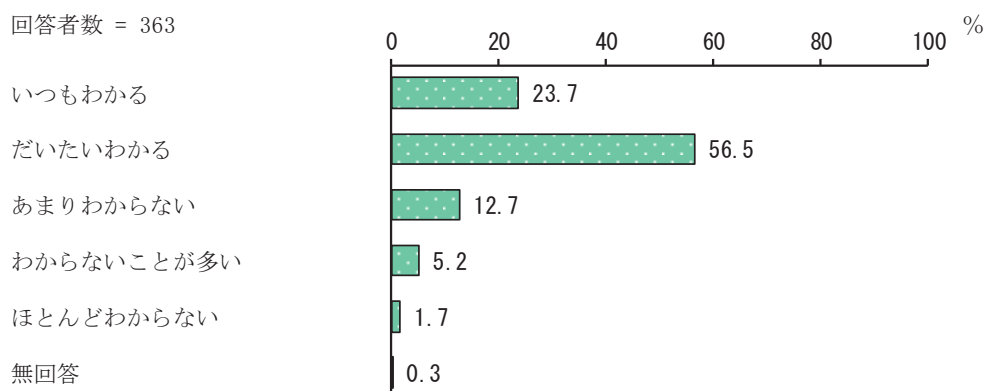


⑤ 学校の授業の理解度

「だいたいわかる」の割合が56.5%と最も高く、次いで「いつもわかる」の割合が23.7%、「あまりわからない」の割合が12.7%となっています。

【こども】

回答者数 = 363

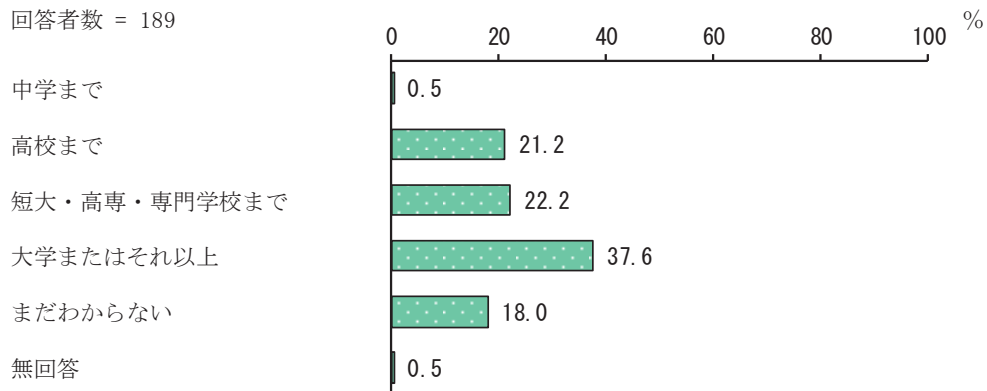


⑥ どの段階まで進学したいか

「大学またはそれ以上」の割合が 37.6%と最も高く、次いで「短大・高専・専門学校まで」の割合が 22.2%、「高校まで」の割合が 21.2%となっています。

【こども】

回答者数 = 189

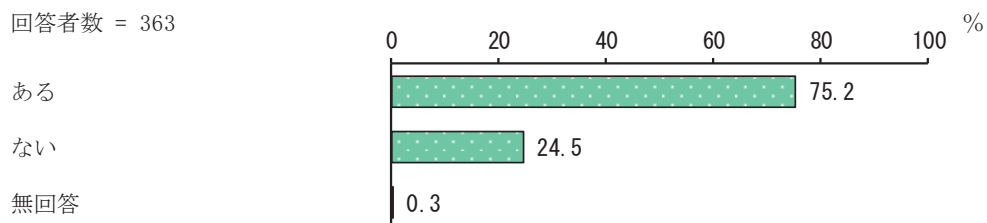


⑦ 将来の夢や目標の有無

「ある」の割合が 75.2%、「ない」の割合が 24.5%となっています。

【こども】

回答者数 = 363

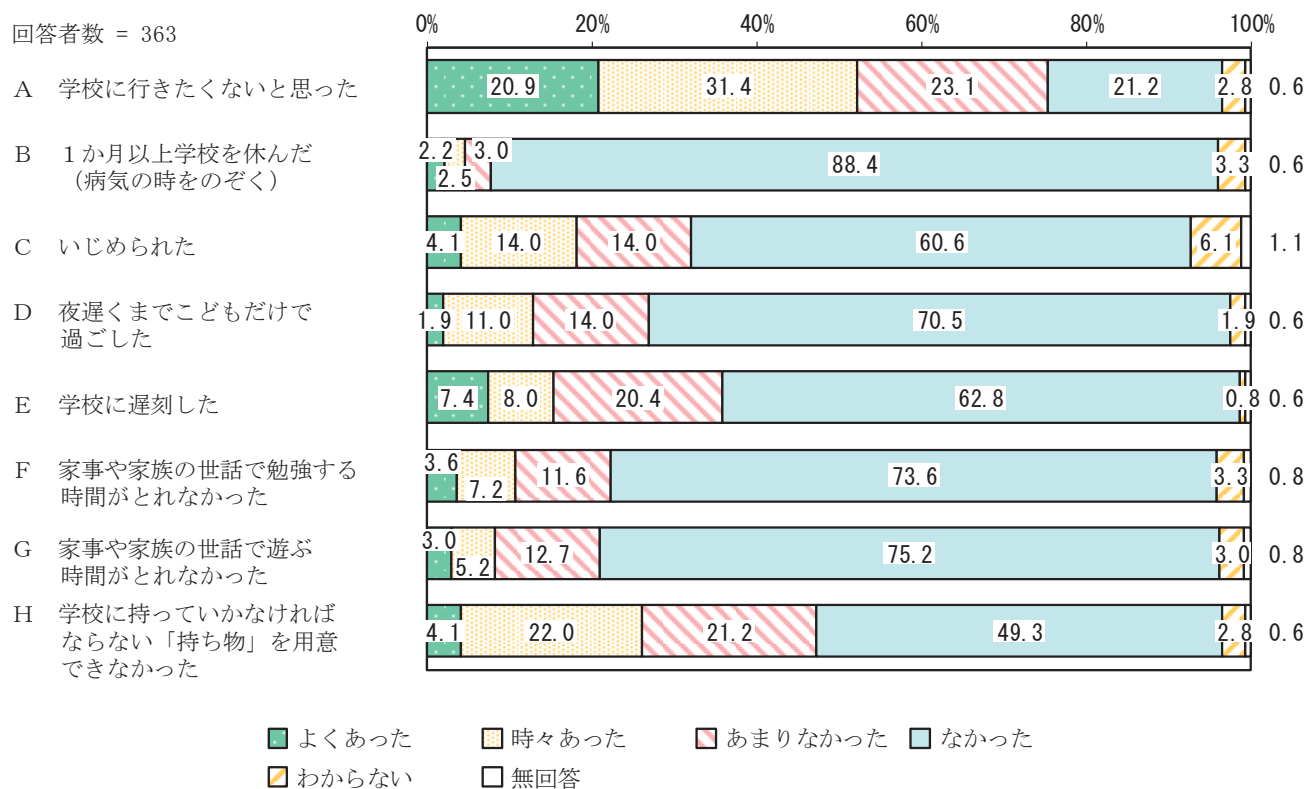


⑧ これまでに経験したこと

『A 学校に行きたくないと思った』で「よくあった」と「時々あった」をあわせた「あった」の割合が約5割となっています。

【こども】

回答者数 = 363

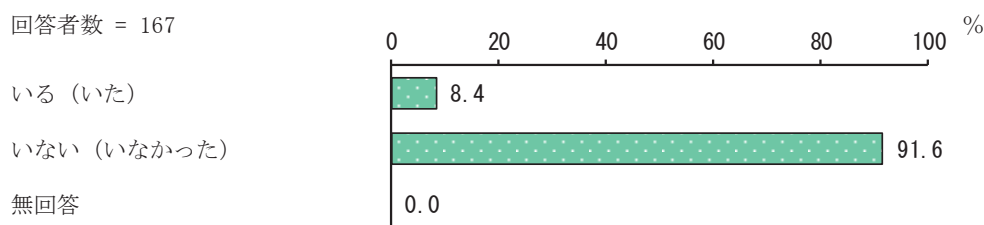


⑨ 家族の中にあなたがお世話をしている人がいたか

「いる (いた)」の割合が8.4%、「いない (いなかった)」の割合が91.6%となっています。

【若者】

回答者数 = 167

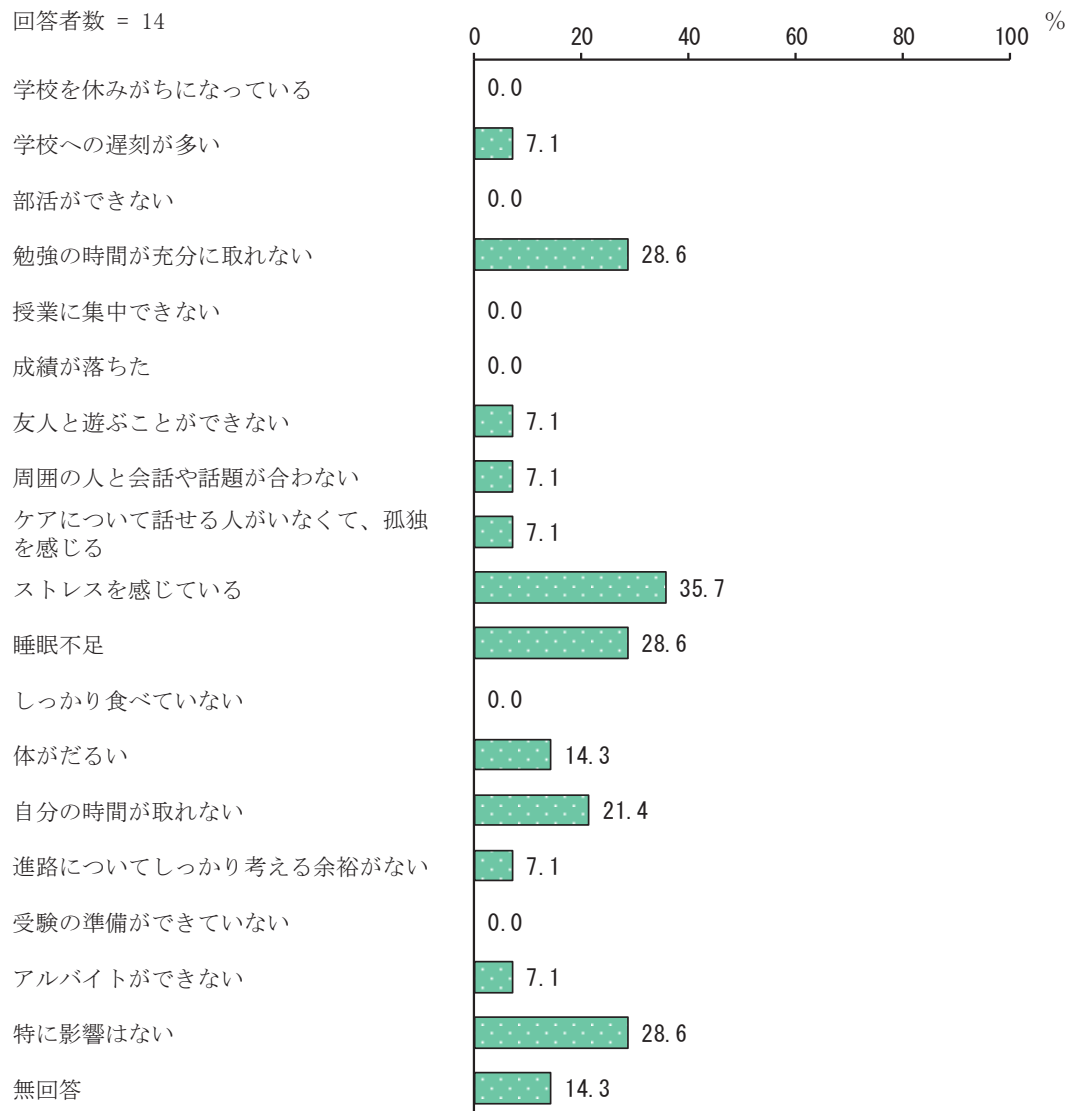


⑩ これまでに経験したこと

「ストレスを感じている」の割合が35.7%と最も高く、次いで「勉強の時間が充分に取れない」、「睡眠不足」、「特に影響はない」の割合が28.6%となっています。

【若者】

回答者数 = 14

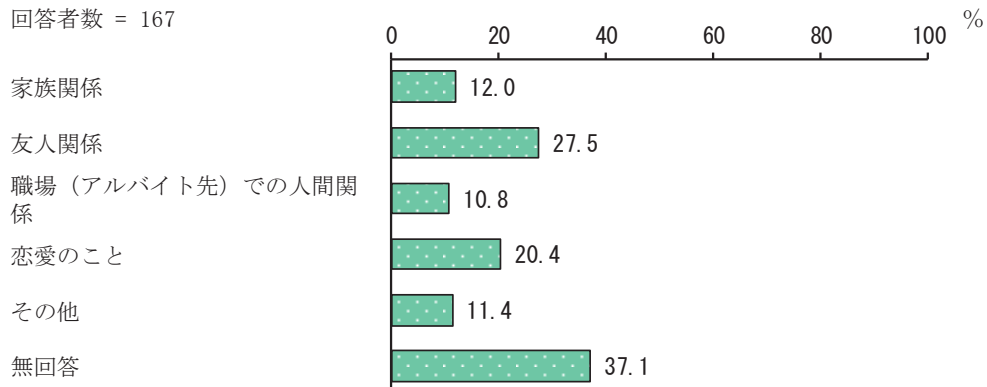


⑪ 人間関係に関して不安に思っていること

「友人関係」の割合が27.5%と最も高く、次いで「恋愛のこと」の割合が20.4%、「家族関係」の割合が12.0%となっています。

【若者】

回答者数 = 167

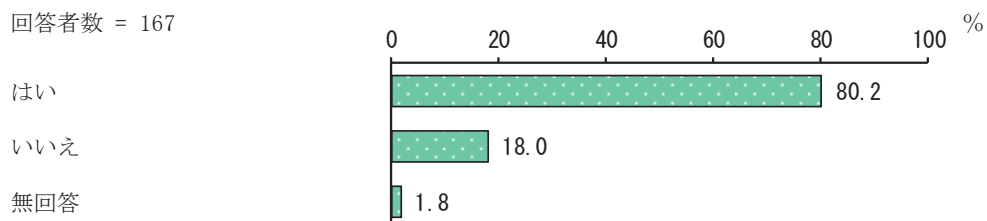


⑫ いつかは結婚して家庭を持ちたいと思うか

「はい」の割合が80.2%、「いいえ」の割合が18.0%となっています。

【若者】

回答者数 = 167

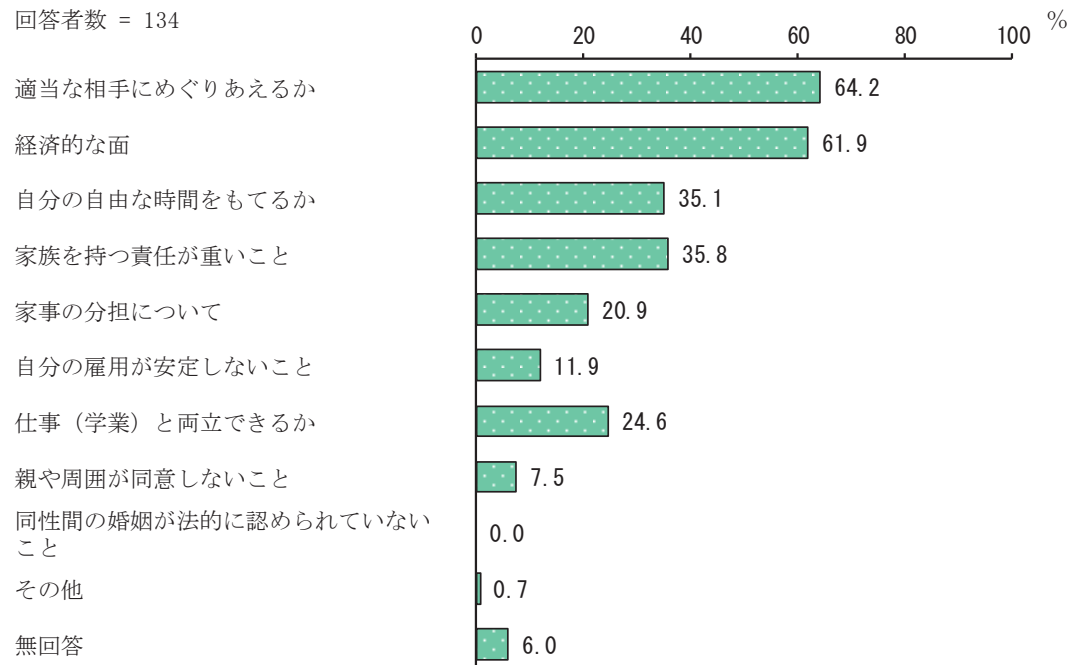


⑬ 結婚について抱えている不安

「適当な相手にめぐりあえるか」の割合が64.2%と最も高く、次いで「経済的な面」の割合が61.9%、「家族を持つ責任が重いこと」の割合が35.8%となっています。

【若者】

回答者数 = 134

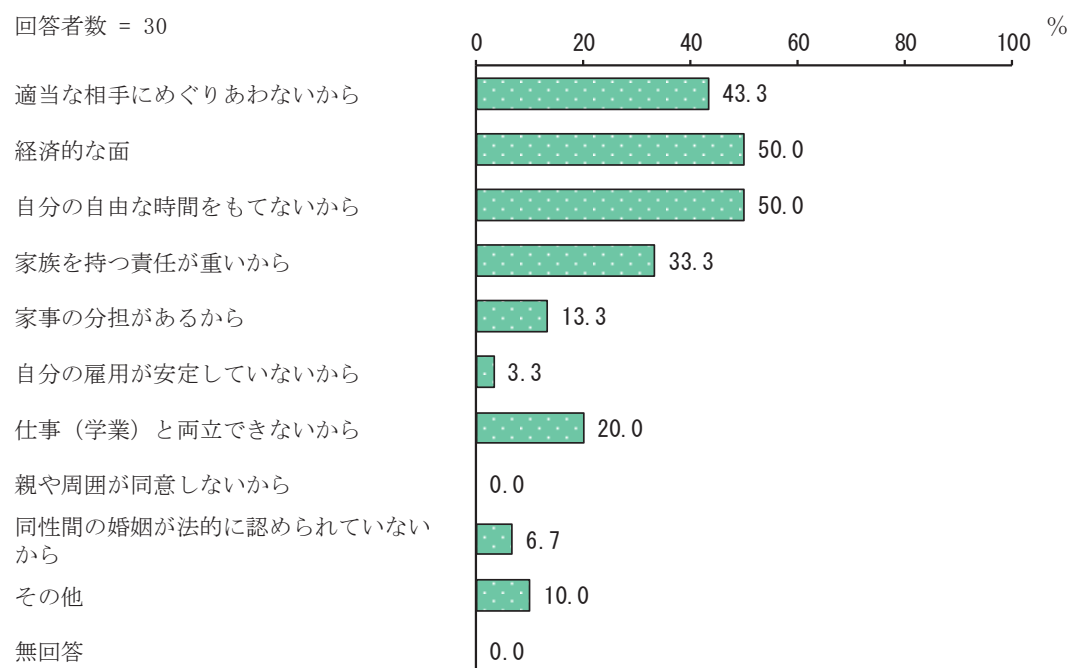


⑭ 結婚したくないと考える理由

「経済的な面」、「自分の自由な時間をもてないから」の割合が50.0%と最も高く、次いで「適当な相手にめぐりあわないから」の割合が43.3%となっています。

【若者】

回答者数 = 30

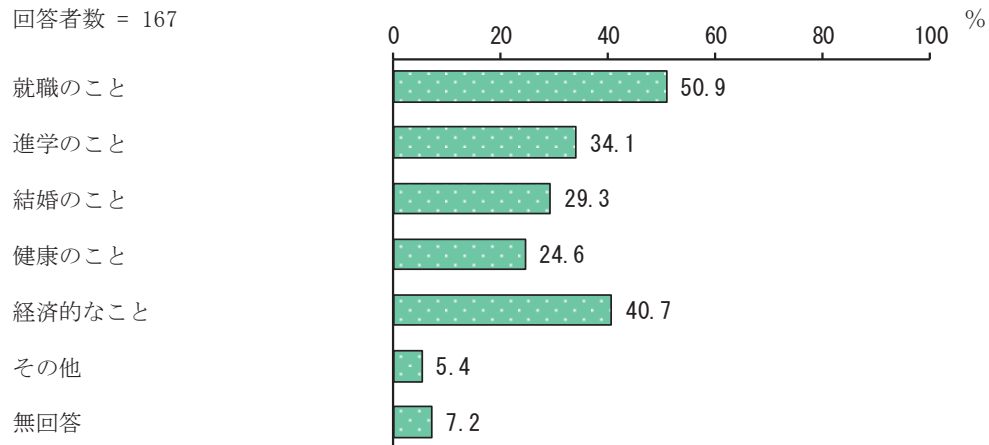


⑮ 将来に関することで不安に思っていること

「就職のこと」の割合が50.9%と最も高く、次いで「経済的なこと」の割合が40.7%、「進学のこと」の割合が34.1%となっています。

【若者】

回答者数 = 167

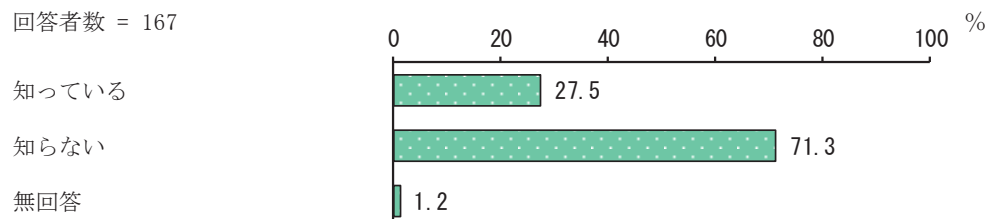


⑯ 相談窓口の認知度

「知っている」の割合が27.5%、「知らない」の割合が71.3%となっています。

【若者】

回答者数 = 167



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

きみとつくる幸せあふれる こどもまんなか なまち

- ▶ こども・若者の主体性、子育て当事者の視点を尊重して、その意見を聴き、対話しながら、一緒に未来へ進みます。
- ▶ こどもや若者が「自由に選ぶこと」「自分で決めること」「自分の可能性を最大限に発揮すること」を社会全体で後押しします。
- ▶ こども・若者の将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）を目指し、地域の担い手の育成や社会全体の相乗効果を図りながら、持続可能なまちを実現します。

「こどもまんなか社会」とは？

こどもや若者が自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境などにかかわらず、ひとしく、その権利が守られる社会のことです。



2 基本目標

基本目標 1 ライフステージを通した重要事項

こども・若者は、地域の未来を担う存在であり、今を生きている存在です。

また、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。そのため、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障することが重要です。将来に渡って幸福な状態（ウェルビーイング）の実現に向け、基本目標 1 では、全てのライフステージを通した以下の施策目標をまとめています。

- ・ こども・若者の権利擁護の推進
- ・ 自分らしく生き抜く力の育成と環境づくり
- ・ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ・ こどもの貧困対策
- ・ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- ・ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・ 様々な状況下にあるこども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

基本目標 2 ライフステージ別の重要事項

基本目標 2 では、こども・若者のライフステージごとに施策目標をまとめています。

【こどもの誕生前から幼児期まで】

妊娠期や出産期は、様々な不安や悩みが生じる時期であり、出生後の健全な育児の基盤づくりとなる時期でもあります。そこで、妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、子育て中の親子同士や地域による支え合いの支援など、こどもの成長・発達を視野に社会が一体となってこどもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

乳児期や幼児期は、こどもの生涯にわたる成長・発達の基礎を培う重要な時期です。

すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、サービスを充実させます。



【学童期・思春期】

学童期は、身体の成長とともに、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む心の成長期でもあります。思春期は、心身の成熟が始まり、他者や社会との関わりの中で、自身の存在意義や価値、役割を考え、自分らしさ（アイデンティティ）を形成していく時期です。

そのため、こどもたちの自己肯定感を育む環境を保障します。全てのこどもが、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を確保します。将来に渡って、幸せな状態で成長し、自分らしく生活を送ることができる社会を目指します。

【青年期】

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していく期間です。大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期でもあります。若者にとっては、結婚や妊娠・出産、子育てなど様々なライフイベントが重なる時期でもあり、多様な価値観、考え方を抱えています。それらを尊重するとともに、結婚や子育てを社会全体で支えていく取り組みを進めます。

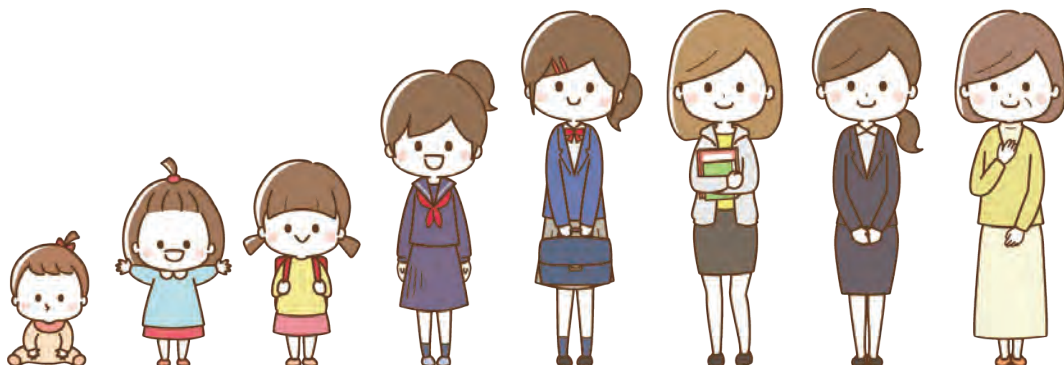
基本目標3 子育て当事者への支援に関する重要事項

少子高齢化や核家族化の進行とともに、ライフスタイルや価値観の多様化により、子育て環境におけるニーズも日々変化しています。そのような社会の中では、経済的支援だけではなく、一人ひとりの子育て当事者に寄り添って、個別のニーズを丁寧に把握することが重要です。支援を必要としていても自分から助けを求められない人たちに積極的に手を差し伸べる「アウトリーチ型」の支援が必要とされています。

行政だけではなく、地域住民や企業との連携を図る等、子育てを社会全体で支える取り組みを推進することで、地域の担い手の育成や幸福度の向上等、社会全体の相乗効果を図りながら、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標3では、子育て当事者への支援として以下の施策目標をまとめています。

- ・ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ・ 地域子育て支援、家庭教育支援
- ・ 共働き・共育での推進・拡大
- ・ ひとり親家庭への支援



3 指標

基本理念を実現するために、以下の指標を設定します。

【こども】

小学校 5 年生と中学校 2 年生を対象に実施したアンケート

指標	現状値	目標値
自分のことが好きだと思うこどもの割合 （「とても思う」「思う」の合計）	58.4%	63%
自分の命が守られ安心して暮らしていると思う こどもの割合（「思う」の合計）	88.2%	93%

【若者】

15 歳から 24 歳までを対象に実施したアンケート

指標	現状値	目標値
自分のことが好きだと思う若者の割合 （「思う」「どちらかといえば思う」の合計）	56.9%	62%
今、幸せだと感じている若者の割合 （「思う」「どちらかといえば思う」の合計）	87.4%	92%

【子育て当事者】

就学前のこどもを育てる親に実施したアンケート

指標	現状値	目標値
君津市における子育て環境や支援への満足度	60.7 点	65 点



【基本理念】

きみとつくる 幸せあふれる こどもまんなかなまち

【基本目標】

ライフステージを
通した重要事項

ライフ
ステージ
別の
重要事項

子育て当事者への
支援に関する
重要事項

こどもの
誕生前から
幼児期まで

学童期・
思春期

青年期

【施策目標】

1) こども・若者の権利擁護の推進

2) 自分らしく生き抜く力の育成と環境づくり

3) こどもや若者への切れ目のない
保健・医療の提供

4) こどもの貧困対策

5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及び
ヤングケアラーへの支援

7) 様々な状況下にあるこども・若者への
支援と非行・犯罪等被害の防止

1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの
切れ目のない保健・医療の確保

2) こどもの誕生前から幼児期までの
こどもの成長の保障と遊びの充実

1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる
質の高い公教育の提供等

2) 居場所づくり

3) 心身の健康等についての情報提供

4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に
関する情報提供や教育

5) いじめ防止

6) 不登校のこどもへの支援

7) 校則の見直し

8) 体罰や不適切な指導の防止

9) 高校中退の予防、高校中退後の支援

1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

3) 結婚を希望する方への支援

4) 悩みや不安を抱える若者や
その家族に対する相談体制の充実

1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

2) 地域子育て支援、家庭教育支援

3) 共働き・共育での推進・拡大

4) ひとり親家庭への支援

個別事業

第4章

施策の展開

基本目標1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者の権利擁護の推進

【現状と課題】

こども・若者は、地域の未来を担う存在であり、今を生きている存在です。

また、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と「自由に選ぶこと」や「自分で決めること」や「自分の可能性を最大限に発揮すること」の主体です。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を将来にわたって送ることができる社会「こどもまんなか社会」を実現するためには、こども・若者の権利の基本的な考え方を、社会全体で十分に理解することが必要です。また、社会全体でこども・若者が活躍できる環境を整え、持続可能な未来を共に築いていくことが求められます。

アンケート調査【27 ページ [子どもの権利の認知度] 参照】では、「名前も内容も知っている」が、就学前児童の保護者で 32.0%、小学生の保護者で 40.2%となっており、認知状況は十分ではありません。

また、子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「暴力や言葉で傷つけないこと」「自分の考えを自由に言えること」などが重視されています。

【取組】

取組名	内容
こども・若者の権利に関する普及啓発	こども・若者の考えや意見を大切にして、その権利を尊重します。人権意識を向上させるため、イベントの開催や教育を推進するとともに、市職員等への研修を通じて、こども・若者の権利の基礎的事項を周知します。また、人権擁護委員・民生委員・児童委員等と連携して、人権問題で悩むこども・若者が孤立しない体制を整えます。子育て当事者や地域住民にも権利意識の普及・啓発を行い、地域全体でこども・若者を支える環境を構築します。
意見表明の環境づくり	こども・若者のまちづくりに関するアイデアを募る「きみつ☆こども・わかものアイデアバンク」を開設します。また、各中学校の生徒会役員で構成される合同生徒会や、君津市こども・若者会議を通じて、こども・若者が意見を表明する場を整備します。こども・若者が権利の主体として、自己選択・自己決定・自己実現していくことを推進して、その意見の反映に努めます。反映されない場合でもその理由等をフィードバックすることで、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくります。

PICK UP !!
君津市
こども計画
①

君津市では、こんなことに取り組んでいます！

こども・若者の 意見を市政に反映します！



こども・若者が意見を主張できる場を整えます。みんなのアイデアを大切に、市が取り組む事業などに反映させていきます！

君津市こども・若者会議

君津の未来を担うこどもや若者たちが自らのウェルビーイング（幸福な状態）を実現するためのまちづくりについて考え、意見交換をする場として2024年8月に開催した会議です。



どんな会議だったの？

高校生・大学生・社会人の総勢15人が参加して、5人3グループに分かれてワークショップを行いました。

■ テーマ

「こども・若者の幸せを実現するため、君津市に必要な『こども・若者の居場所』を考えよう！」



市長の前でプレゼン！

参加者は活発な意見交換を行い、各グループが君津市にとって理想的な「こども・若者の居場所」について、石井宏子市長の前でプレゼンテーション（提案）しました。

提案内容を計画に反映！

こども・若者が提案した意見は、本計画の内容に反映させています。

▶ 詳細は99ページ参照

※この会議は、
2025年以降
も引き続き
開催してい
く予定です。



きみつ☆こども・ わかものアイデアバンク

こども・若者からまちづくりに関する意見やアイデアを提案してもらうアンケートフォームを開設して、インターネットを通じて、意見を募りました。

▶ 詳細は95ページ参照

今後もアイデアバンクは常設して、こども・若者が考える創造力あふれるアイデアを広く募集していきます！



(2) 自分らしく生き抜く力の育成と環境づくり

【現状と課題】

全てのこども・若者が自分らしく成長し、未来を切り拓く基礎的な力を育むためには、体験活動や社会貢献活動、文化芸術活動を推進していくことが大切です。近年、デジタル社会の発展や娯楽の多様化に伴い、自然と触れ合う機会や実体験等が減少しており、これが生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力の低下につながる課題となっています。これらを克服するためには、自然の中での遊びや体験機会を充実させ、豊かな情操や創造性を育む必要があります。

また、自身や他者の命を守ること、防災に関する知識を身に付けること、読書の推進、食育を通じた健康的な生活習慣の形成・定着、環境美化意識の向上等も不可欠です。そのような暮らしを支えるためには、持続可能な公共交通体系の維持や、誰もが使いやすい公共施設の運用等、こども・若者が快適で安全な環境で暮らせる基盤を整えることも重要です。

こども・若者が文化芸術活動やスポーツ活動等を通じて自己表現するには、可能性を引き出す環境整備や、新しい価値を創造できるような機会提供が必要です。また、気候変動や資源枯渇など地球規模の課題に対応するため、SDGs への理解促進と、持続可能な社会を担う人材育成が急務となっています。さらには共生社会の実現に向けて、性別や国籍、障がいの有無等に関係なく、全ての人が差別を受けずに、自らの個性を発揮できる社会づくりが必要です。

アンケート調査【30 ページ【子育ての環境や支援への満足度について満足度が低いと答えた理由】参照】では、「学校教育が充実していない」が前回調査に比べ、増加しています。持続可能な社会の発展を支える人材を育てていく上で、今まで以上に、こども一人ひとりの成長に着目して、一人ひとりを実実に伸ばす教育が必要です。



【取組】

取組名	内容
体験活動の充実	こどもの情操や人間性、郷土愛を育むため、君津の豊かな自然環境を活かした体験活動や歴史・伝統・文化・芸術を学ぶ機会を提供します。
まちづくりへの参加	地域で活動するボランティア団体や市民団体等と連携して、地域の担い手の確保や育成を図ります。君津に愛着を持つ方々による集い「きみつファンクラブ」の活動について、こども・若者が地域への関心や興味をもってもらうきっかけとなるよう取り組みます。
読書の推進	図書館の機能充実により、こどもが本と出会う機会を創出します。また、1歳6か月健康診査時に、読み聞かせと絵本の配布等を行うブックスタート事業、子ども読書月間や保育園への出張おはなし会等のイベントを通じて、本を読むことの楽しさを伝えます。

取組名	内容
食育と生活習慣の形成・定着	小中学校に学校給食共同調理場の職員が訪問して、献立の感想等を聴き、地産地消等の食に関する指導を行います。公立保育園に栄養士が訪問して、栄養の指導や食べ物を作った人に感謝を伝えることの重要性等の説明を行い、食を通じたコミュニケーションの重要性を周知します。食生活改善推進員と連携して、各種食生活改善に関する啓発事業を実施します。農業体験の実施や学校給食に地場産物を積極的に使用して、食への関心を高めます。
多文化共生と国際交流の推進	外国語指導助手 (ALT) の配置やイングリッシュデイキャンプ等の外国語教育を通じて、世界を舞台に活躍する君津っ子を育成します。君津市国際交流協会と連携して多文化共生と国際交流を推進します。
SDGs の理解促進	地域課題とあわせて世界にも目を向けることで、地球規模の課題を自分ごととして捉える教育活動を実施して、持続可能な社会の創り手を育成します。合同生徒会の活動等を通じて、学校全体や保護者、地域住民の環境意識の高揚を図り、環境にやさしいライフスタイルの普及を促進します。
誰もが自分らしく生きていくことができる社会の構築	人権や男女共同参画に関する講座や教室を開催して、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）や障がいに対する理解を促進します。「男性・女性はあるべき」という固定的な役割意識を解消して、多様性を認め合う社会を目指します。また、デジタル社会に対応するためのネットリテラシー教育を推進します。
可能性を引き出す教育の推進	スポーツに関するイベント等を通じて、こどもの運動能力や可能性を引き出す教育を推進します。こどもの創造性を大切にして夢を実現できる教育機会の提供や環境をつくります。
環境にやさしいまちづくり	環境ポスター展や環境美化活動者への感謝状贈呈等を通じて、環境美化やリサイクルの普及啓発を行います。散乱ごみ一掃クリーン作戦や地域の清掃活動等への参加を呼びかけ、地域が一丸となって環境美化を推進します。
持続可能な公共交通体系の維持	持続可能な公共交通体系の構築や通学路の安全確保、都市空間のバリアフリー化推進により、誰もが快適に移動できる環境づくりに取り組みます。
使いやすい公共施設の運用	人にやさしい公共施設の環境整備を推進するとともに、効果的な運用を行い、誰もが安全で快適に利用できる施設を目指します。多様な世代が参加できるイベントを開催して、人々が集い交流できる場の創出を図ります。
防災教育の推進	各種イベントや防災訓練、子育て世帯を対象とした防災講演会等を通じて、こども・若者自身の防災意識を高め、地域全体で災害に備える取り組みを強化します。
健全な育成を推進	各地区で組織されている青少年健全育成協議会や青少年相談員連絡協議会等の各種団体への活動支援を行います。また、各種団体と連携し、青少年と地域社会のつながりを深める活動を通して、自己成長・社会性・自立心を育む活動を推進します。



(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【現状と課題】

妊娠・出産・健康等のライフデザイン：子育て当事者が安心して子育てができる環境を整えるためには、適切な情報をわかりやすく伝えることが重要です。特に、妊娠期から出産、育児に至るまでの流れや利用可能な支援等、ライフデザインの形成に関わる事項については、ただ情報を発信するだけでなく、必要な人にきちんと情報が伝わり、行動変容を促す情報発信をすることが重要です。

受動喫煙：健康被害のリスクや防止策を明確に示して、家庭内での取り組みを促進するための分かりやすい啓発活動が必要です。特に妊婦や乳幼児がいる家庭では、実際に活用できる支援策を伝えることが効果的です。

発達状況に寄り添った支援：こどもの成長や発達に関して、親や身近な養育者等へ適切な対応の理解を促し、こどもの健やかな成長や発達段階に応じた支援につなげる相談支援体制の整備が重要です。地域全体で、親やこどもの多様性を尊重しながら子育てに協力していくことができるよう、切れ目のない支援体制の構築が求められています。

医療体制の確保・充実：利用可能な医療機関や支援制度を広く周知して、必要な医療サービスを迅速に利用できる仕組みを構築することが必要です。わかりやすい情報の提供を通じて、すべての家庭が安心して子育てができる社会を目指すことが求められています。

【取組】

取組名	内容
妊娠・出産・健康等、ライフデザインの形成を支援	SNS や母子手帳アプリ「つみき」の活用、市ホームページや毎月発行する子育て通信等により、妊娠から子育て期に必要な情報をわかりやすく発信するとともに、各種相談事業や教室等を実施して、安心して子育てに取り組める環境づくりや、充実したライフデザインの形成を支援します。
受動喫煙の防止	喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について市民の理解を深めるため、啓発活動や情報提供を行います。また、公共施設や飲食店等での受動喫煙を防止する取り組みを推進して、安心して過ごせる環境づくりを目指します。特に、こども・若者や妊婦への影響を考慮して、喫煙による影響等を広く周知するとともに、地域全体での喫煙マナー向上を図り、健康で快適な生活環境を実現します。
発達状況に寄り添った支援	こどもの発達や子育てに悩みを持つ家族に対して、臨床心理士や言語聴覚士等の専門職が個々の発達状況に寄り添った支援を行います。保健・教育・福祉等の関係機関が情報を共有して、相互に連携しながらこどもの成長に合わせて、乳幼児期から思春期にわたり切れ目のない発達相談支援体制の充実を図ります。また、児童発達支援等の障害児通所等支援給付事業により支援を行います。
健診・予防接種の実施や医療体制の確保と充実	健（検）診や予防接種を実施して、疾病の予防と早期発見、健康の維持と重症化防止を図ります。君津木更津医師会と連携して、日曜・祝日・年末年始に病院・診療所の医師が輪番制により救急診療を実施します。

(4) こどもの貧困対策

【現状と課題】

アンケート調査【31 ページ [現在の暮らしの状況] 参照】では、41.0%の世帯が暮らしが「苦しい」と感じており、1 割程度が必要な食料や衣類を買えない状況に直面しています。また、公共料金の未払いなど経済的に困難な世帯が一定程度存在し、特に低所得世帯やひとり親世帯への支援が急務です。

生活安定のための支援や貧困対策として、こども食堂やフードバンクとの連携強化、給食費や学用品費の援助、保護者の就労支援などが求められています。地域全体で貧困家庭を支える体制を構築して、こども・若者の健全な成長を支える包括的な支援が必要です。

【取組】

取組名	内容
生活を安定させるための支援	生活に困窮する方への就労に関する相談や情報提供、離職により住宅を失った方や失うおそれのある方への家賃相当の支給を行います。貧困の解消や生活保護からの脱却につなげるため、家庭改善の支援やアウトリーチの充実による自立支援を行います。経済的な理由で就学が困難なこどもに、給食費や学用品費等を援助します。
地域や外部団体と連携した貧困対策	関係団体や地域ボランティアが実施するこども食堂やフードバンク、フリーマーケットやリユース活動等と連携して、地域でこども・若者の生活を支える体制を強化します。貧困家庭が安心して食事ができる環境を整えながら、地域住民との交流を通じて孤立を防ぐ場所を作ります。市内で行われている活動を広く周知して、利用者の拡大を図ります。

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【現状と課題】

本市では、これまでも障がいの有無や家庭環境に関わらず、こどもたち一人ひとりが持つ力や可能性を最大限に伸ばし、将来への希望を描くことができるようなまちを目指して、支援を推進してきました。障がいのあるこども・若者の支援は、様々な関係機関等と連携して、適切なサポートにつなげる支援体制を充実していく必要があります。

また、児童発達支援センターや相談支援事業所との地域連携などによる支援体制の強化や保育園等におけるインクルージョンを推進することが必要です。さらに、医療的ケア児、聴覚障がい児など専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要です。また、障がいの特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実が必要です。

【取組】

取組名	内容
すべての人が 分け隔てなく 暮らせる共生 社会の実現	障がいの有無に関わらず平等に学ぶことができ、多様性を尊重して互いを理解し合うインクルーシブ教育の仕組みを構築します。障がい者等の総合的な相談窓口として、君津市障害者基幹相談支援センターを運用します。一般企業等で働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障がいのある方を市の会計年度任用職員として任用して、社会人としてのスキル習得を図り、一般企業等への就労が円滑に行えるようにします。パラスポーツの体験等を推進して、誰もが気軽に参加できる環境を整えることで、共生社会の実現を目指します。
障がい児への 支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどを通じて、障がいのある子どもとその家族への療育や支援を行います。また、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターと保育園等との連携によりインクルージョン推進体制の構築を目指します。
誰もが学べる 教育環境の 提供	小中学校に「サポートティーチャー・サポートスタッフ」を配置して、教育支援を必要とする子どもや、障がいのある子どもに学習活動や体験活動等の支援を行います。生涯学習の場として、障がいのある方もない方も快適で安全に利用できる公民館を目指します。
医療的ケア児 等の支援	人工呼吸器の装着や経管栄養、たんの吸引等、日常的に医療的ケアが必要な子どもが安心して生活できるよう、訪問看護や障害児通所支援、小・中学校への看護師派遣等の、支援体制を構築します。医療・福祉・教育分野が連携した協議の場を設置して、地域全体で医療的ケア児やその家族を支える体制を整備します。
難病等を抱える 子ども・ 若者への支援	障がいのある方・難病の方が日常生活を営むために必要な福祉サービス給付を行います。低出生体重児や早産児等に対して、養育に必要な医療の提供を支援します。

■ インクルーシブ教育

国籍・性別・障がい等の有無にかかわらず、すべての子どもが同じ場で共に学ぶことを目指す教育の考え方です。子どもたちがお互いの違いを理解して、多様性を尊重する姿勢を育むことを目的としています。

■ 放課後等デイサービス

障がいのある児童が放課後や長期休暇中に通える施設やサービスのことで、学習支援や社会適応訓練を提供して、保護者の負担軽減にも寄与します。

■ インクルージョン推進体制

障がいの有無や個々の特性に関係なく、すべての人が尊重され共に活躍できる社会を目指して、教育、福祉、地域活動などで多様性を支える仕組みや連携を構築する体制を指します。

■ 経管栄養

口から食事を取るのが難しい場合に、チューブを通して体に必要な栄養を直接届ける方法です。



（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

DV や児童虐待の問題は依然として根深く、被害を受けるこども・若者や保護者を支援する体制の充実が急務です。DV 防止の啓発や相談窓口の設置に加え、被害者の安全を確保する母子生活支援施設の活用が求められています。

ヤングケアラーとは、大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っているこども・若者を指します。ヤングケアラーは、学業や生活に支障をきたす可能性が高く、負担を軽減するための支援体制の整備が必要です。また、当事者自身がヤングケアラーであると自覚していないケースもあるため、啓発活動を通じて、社会全体で問題への理解を深め、早期対応を図ることが必要です。

アンケート調査【33 ページ【お子さんをもってから経験したこと】参照】では、保護者の13.6%が「虐待を疑った経験がある」、6.4%が「体罰を与えたことがある」と回答しており、これを踏まえた具体的な支援が必要です。地域住民が当事者意識を持ち、相互にこどもを守る意識を醸成することも重要であり、関係機関の連携による継続的な支援が求められます。

ヤングケアラーについては、小中学生の1割程度が「家事や家族の世話で勉強や遊びの時間が取れなかった」と回答し、若者の35.7%が「世話がストレスになっている」と感じています。

【取組】

取組名	内容
DV 防止のための啓発と相談窓口の運営	配偶者や交際相手からの暴力をなくす運動等を通じた DV 防止の啓発や DV に関する相談窓口を設置します。必要に応じて、関係機関と連携・協働して、こどもとその保護者を適切に支援します。
児童虐待防止・ヤングケアラーの支援	子どもを守る地域ネットワーク等の関係機関と連携して児童虐待の防止を図ります。「189」ダイヤルやオレンジリボンキャンペーン等を通じ、児童虐待防止の理解と関心を広げるための啓発活動を実施します。学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣や相談窓口を開設して、こども・若者の家庭環境に関する問題解決を図ります。本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども「ヤングケアラー」の認知向上と啓発を目的とした広報活動や実態調査を実施します。また、重層的支援体制の強化を図り、こども・若者が社会から取り残されることのないよう、必要に応じた支援を行います。



(7) 様々な状況下にあるこども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

【現状と課題】

非行防止・犯罪被害の防止：

こども・若者の安全・安心を守るためには、地域全体でこどもたちの成長を見守る活動と防犯意識を高める活動が必要です。近年では、SNS 等を通じた犯罪行為の助長や詐欺行為が多発しています。家庭や学校での教育を通じ、こどもたちが自らの安全を守る力を育むことが必要です。

心のケアや自殺対策：

命に関わる心のケアは、24 時間いつでも相談ができる体制を整えておかなければいけません。24 時間対応のオンライン相談や電話相談窓口等の周知を図るとともに、命の大切さを伝える教育を進めていくことが重要です。ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人）の養成や健康講座を通じて、精神的な支えが必要な人々への早期支援体制を強化する必要があります。

防犯・交通安全対策：

本市では、防犯ブザーの配布や交通安全教室の開催、防犯灯の整備などを通じて地域防犯力を強化して、こどもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進しています。持続可能な社会の実現のためには、引き続き地域全体で防犯意識を高めていくことが大切です。また、通学路の整備を含め、交通事故防止や防犯体制の一層の充実が必要です。

【取組】

取組名	内容
非行・性犯罪・暴力の防止	学校警察連絡委員会と連携して、夜間パトロールや巡回指導等を通じたこどもの非行防止や地域社会の健全化に努めます。啓発活動として、小中学生を対象とした防犯標語コンクール・防犯ポスター展を実施します。
犯罪から守る安全対策の推進	こどもの安全確保を目的に、こどもに接する仕事に就く者の犯罪歴を照会する制度（日本版 DBS）の導入を進め、こども・若者を犯罪から守る体制を強化します。また、学校において、インターネットトラブルや、闇バイト・詐欺行為等の具体的な事例を用いた授業を推進して、被害に遭わないための知識を伝えます。「こども 110 番の家」の設置と活用の推進、地域全体で犯罪防止意識を高める啓発活動を展開して、安心して暮らせる環境づくりを推進します。
心のケアと自殺対策	心の健康や命の大切さを伝える等、自殺対策を推進します。SNS を活用したオンライン相談・24 時間対応の SOS 相談等、心のケアに関する相談窓口の情報を広く周知します。自殺対策としてゲートキーパーの養成、健康講座を実施します。
防犯・交通安全・通学路の安全確保	君津市防犯協会と連携して、地域の防犯パトロールや広報・啓発活動を行います。新しく小学 1 年生になったこどもへ防犯ブザーを配布する等、こどもたちの安全を地域で守ります。幼稚園・保育園・小中学校等で交通安全教室を開催して、こどもたちが交通ルールや正しいマナーを学び、交通事故を防ぐ力を身につけられるよう教育します。夜間の歩行者の安全確保と犯罪防止を図るための防犯灯の維持管理や、防犯ボックスの運営、自治会等の自主防犯組織の活性化のための防犯支援用品の支給、防犯カメラの運用等を通じて、地域の防犯力を強化します。通学路の交通事故防止を図るための整備等を行います。

こどもの誕生前から幼児期まで

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

【現状と課題】

アンケート調査【33 ページ [お子さんをもってから経験したこと] 参照】では、出産や育児でうつ病（状態）になった時期があると回答した人は1割程度となっています。また、就学前児童の保護者では、子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がある人は88.0%となっている一方、相談できない、場所がない人が1割程となっており、前回調査より増加しています。

少子高齢化や核家族化の進行とともに、ライフスタイルや価値観の多様化により、生活環境やニーズが常に変化しているのが現代の社会です。そのような中で、妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。特に、産前・産後ケアや子育て当事者のメンタルに関するケア等、経済的支援だけではない親子に寄り添うサポートの充実と体制強化が必要です。また、悩みを抱える子育て当事者等を早期に発見して、相談支援につなげ、児童虐待の予防や家庭問題の早期発見にもつながるよう取り組むことも必要です。

【取組】

取組名	内容
切れ目のない子育て支援	こども（自身）や子育てに関する総合相談窓口、こども家庭センター「つみき」で、妊娠・出産から子育て期にわたり、様々な不安や困りごとについて母子保健や児童福祉などの専門職員が相談に応じ、関係機関と連携しながら、親子の切れ目ない支援を行います。
妊産婦の保健・相談支援の充実	妊娠中や出産後の不安や悩みに対応する相談支援を行います。母乳相談では、助産師が授乳に関する困りごとや悩みに寄り添いながら適切なアドバイスを提供します。妊産婦が安心して健やかな妊娠・出産・育児期を過ごせるよう、きめ細やかに支援します。
産後ケア事業	産後に家族等から育児などの支援を十分に受けられない方、心身の不調や育児不安などがある方を含め、産後ケアを必要とする赤ちゃんとも母親を対象に、協力医療機関や自宅で専門職がケアを提供して、安心して育児ができるよう支援します。
新生児・産婦訪問、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月を迎える前までのこどもがいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問して、親子の心身の健康状態の確認、体調や育児の相談に応じるとともに、子育て支援の情報提供を行い、必要なサービスにつなげます（未熟児・新生児・産婦訪問指導と併せて実施）。乳児家庭の孤立化を防ぎ、健全な子育て環境の確保を図ります。
乳幼児の保健・相談支援の充実	乳幼児のすこやかな発育・発達のため、赤ちゃんの身体計測や、発育・発達・育児に関する相談や講話を保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職が実施します。また、育児に関する不安や心配ごと等に対して、電話や面接、訪問など個々に寄り添った支援を実施します。

取組名	内容
ハローベビー教室	妊婦とその家族を対象に教室を実施して、妊婦と赤ちゃんの栄養や歯の健康についての話、育児の実習、妊婦体験を行い、安心して出産・育児に向かえるよう支援します。
多胎児への支援	多胎妊娠の妊婦に対して、一般健康診査の回数を超えて受診した健康診査にかかる費用を助成します。多胎児を妊娠、または育てている親や、その家族を対象とした交流会を開催して、育児仲間づくりの場を提供します。また、日常生活における不安や悩み等の意見交換や情報共有、相談の場を提供して、不安の軽減につなげます。
訪問支援の拡充	産前産後の家事・育児を支援する産前産後ヘルパー派遣事業、子育て家庭の相談や地域資源の利用促進を行う子育て世帯訪問支援事業、家庭環境の改善を支援する養育支援訪問事業等の訪問支援を拡充して、多様な家庭のニーズに応えながら、こどもの健全な成長と家庭の安心を支えます。

(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

【現状と課題】

本市では、多様化する保育ニーズに、柔軟かつ迅速に対応するため、民間活力を積極的に推進するとともに、地域の特性などに応じ、民間事業者との役割分担による保育環境整備を検討してきました。

就学前児童の保護者のアンケート調査【21 ページ〔平日に定期的に利用している教育・保育事業〕参照】では、平日の教育・保育事業の利用状況について、「保育園」が 53.8%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 25.2%、「認定こども園」が 16.3%となっており、前回調査と比較すると、「認定こども園」が増加しています。今後の利用希望では、前回調査と比較すると、「保育園」「認定こども園」が増加しています。母親の就労状況は、就学前児童の保護者では、「フルタイム」が 30.5%と最も高く、前回調査と比較して、割合が増加しており、今後も保育ニーズの増加が見込まれます。今後、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。

また、土曜日や日曜日・祝日やこどもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。



【取組】

取組名	内容
保育環境の充実	保育環境の整備や民間活力の導入、保育士の確保と適正配置を行うことで、年間を通じて保育園等に入所しやすい環境づくりに取り組み「待機児童ゼロ」のまちを目指します。保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0～2歳のこどもが保育施設に通える「こども誰でも通園制度」の導入を検討します。
保育士の確保と待遇改善	公立保育園・こども園における登園管理や連絡帳のデジタル化を推進して、保護者の利便性向上と保育士の業務負担軽減を図ります。また、保育士の待遇改善等に取り組み、働きやすい環境を整備します。結婚や出産後の職場復帰を支援する制度を充実させることで、人材の確保と定着を図り、質の高い保育サービスの提供を目指します。
休日保育	保護者が仕事や家庭の事情で日曜日・祝日にこどもの保育が必要な場合に、保育園等でこどもを預かる制度です。保護者の多様な働き方や生活環境に対応するため、休日保育の受け入れ体制を充実させ、より多くの家庭が安心して利用できる環境を整備します。
一時保育	保護者の仕事、病気、育児疲れの解消等、一時的にこどもの保育が必要な場合に利用できる制度です。保護者の多様なニーズに応えるため、一時保育の受け入れ枠や利用手続きの利便性を向上させるとともに、安心してこどもを預けられる体制を整備します。
延長保育	保護者の就労形態や家庭の事情に対応するため、通常の保育時間を超えてこどもを預かる制度です。利用ニーズに応えるため、事業の継続と体制の拡充を検討して、さらなる保護者支援と子育て環境の充実を図ります。
病児・病後児保育	こどもが病氣中または病氣回復期にあり、家庭での保育が難しい場合に、専門の施設や医療機関で一時的にこどもを預かる制度です。保護者が安心して仕事や家庭の事情に対応できるよう、病児・病後児保育の受け入れ体制の強化や利用しやすい環境の整備を進め、こどもと家庭を支える取り組みを推進します。
保育園・こども園の園庭開放	保育園・こども園の園庭を開放して、未就園のこどもと同年代の在園児との交流の場や保護者が相談できる場を提供します。
子育て短期支援事業	保護者の病気や出産、育児疲れや育児不安、家族の看護や冠婚葬祭などの理由により、家庭で小学生以下の児童を一時的に養育することが困難となった場合、または経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一定期間、養育または保護を行う「ショートステイ事業」を実施します。また、保護者が仕事等の理由で、平日の夜間または休日に不在となり、家庭で小学生以下の児童を養育することが困難な場合に、児童養護施設等で預かる「トワイライトステイ事業」を併せて実施します。
ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、援助をしたい方（協力会員）をつなぐ相互援助活動です。通園・通学の送迎や短時間の預かり等、保護者の多様なニーズに応える活動を展開します。会員の拡充や活動の活性化を図り、地域で支え合う子育て環境の充実を目指します。



(1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の提供等

【現状と課題】

アンケート調査【33 ページ【学校の授業の理解度】参照】では、学校の授業について、「だいたいわかる」が 56.5%と最も高く、次いで「いつもわかる」が 23.7%、「あまりわからない」が 12.7%となっています。今後も、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりの学力を確実に伸ばす教育が必要です。

また、こどもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てる道徳教育や情報モラル教育の取り組みが必要です。健康・体力づくりでは、感染症予防や体力向上が求められる中、地域指導者の養成や派遣による体育指導体制の強化が必要です。これらを通じて、学力向上と心身の健全な成長を支える教育環境の整備が必要です。

【取組】

取組名	内容
教育の質の向上と環境整備	「確かな学力」を身に付けた君津っ子の育成を目指して、学力向上推進委員会や担当者会議を通じて指導方法の改善や課題解消に取り組みます。また、小中学校教職員の自主的・組織的な研究活動を支援して、教育課題の解決と学校教育の進展を図ります。さらに、こどもの職場体験学習を通して、学ぶことや働くことの意義を学ぶ機会を創出します。併せて、臨時職員の配備による教育環境の整備を進め、質の高い教育の実現を目指します。
道徳教育の充実	合同生徒会との連携やあいさつ運動、作文・ポスター制作等、小中学校の道徳・人権教育を推進して、こどもの「心の教育の充実」を図ります。道徳教育推進教師研修会への啓発活動や小・中学校人権教育研究協議会を通じて、教職員の道徳教育のスキルアップを図ります。
健康・体力づくり	こどもの強い心と体を育成するため、健康の保持・増進を図り、体力の向上と指導者の指導力向上を図ります。中学校の部活動や武道の授業、小学校の陸上大会の指導等を行います。こどもの体育活動の指導をサポートするため、地域在住の指導者を養成して小中学校に派遣します。こどもや教職員の健康診断や感染症予防等を行い、健康増進を図ります。



(2) 居場所づくり

【現状と課題】

アンケート調査【23 ページ参照 [小学校低学年の放課後を過ごさせたい場所]】では、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」が 52.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 44.0%、「習い事」が 27.0%となっており、前回調査と比較すると、「自宅」「習い事」「その他（公民館、公園など）」の割合が減少しています。

放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望が多いことから、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブ（学童保育）の受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブ（学童保育）の安定的な運営を確保していくことが必要です。

また、自宅で過ごす子どもや自宅で過ごすことを希望する保護者もあり、放課後児童クラブ（学童保育）以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

【取組】

取組名	内容
放 課 後 児 童 ク ラ ブ（学童 保 育）の環境 整備	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。クラブ運営支援・多様化するニーズを満たせるような環境整備、クラブのあり方を検討します。放課後児童クラブの支援員の認定資格研修や資質向上のための研修を支援して、専門性の向上と担い手確保を図ります。
放課後子供教室や公共施設等の活用	公民館等の公共施設や学校の余裕教室等を活用して、地域住民と連携した、こどもの居場所を提供します。子ども・若者の意見を広く聴きながら公園や JR 君津駅周辺のまちづくりを検討します。

(3) 心身の健康等についての情報提供

【現状と課題】

子ども・若者が予期せぬ妊娠や性感染症などのリスクに直面しないよう、適切な知識を提供する教育を推進することが必要です。学校等と連携して、性に関する正しい知識や自己決定の重要性を伝える授業や啓発活動を強化することが求められます。特に、子ども・若者が自身の身体や健康を大切にして、自分と他者を尊重する態度を育むことが重要です。

【取組】

取組名	内容
性に関する教育の普及啓発	子どもとその保護者等を対象に、エイズ・性感染症に関する正しい情報発信と健康教育の普及啓発を行います。予期せぬ妊娠や性と健康に関するリーフレット等を配布して、男女ともに性に関する正しい知識を身に付けるプレコンセプションケアを推進します。

PICK UP !!
君津市
こども計画
②

君津市では、こんなことに取り組んでいます！

こども・若者の 居場所を作ります！



今ある施設なども活用しながら、世代を超えて交流できる場所を整備して、こども・若者の笑顔があふれる居場所を作っていきます！

JR 君津駅周辺

こども・若者が中心となっ
て、地域の皆さんやお店・
団体などと連携して、君
津市の玄関口「JR 君津駅
周辺」を盛り上げます！



各地域の公民館

君津市内には、8つの公民館がありま
す。地域の特性を活かしたイベントなど
を開催しており、こどもか
らお年寄りまで、誰でも
楽しめる交流の場です。



地域子育て支援センター

季節に合わせたイベントな
ど、こどもだけでなく、親



同士の交流も
深めることが
できます。



放課後児童クラブ

放課後にこどもたちが楽しい時間を過ごせ
るよう、放課後児童クラブ（学童
保育）をより使いやすく
してい
きます！



みふねの里保育園

君津市の新たな子育て拠点として、
令和6年4月にオープンした保育園です。
園内には、誰でも利用できる「子育て支
援センター」を併設しています。
所在地：君津市貞元 323-1



さらに使いやすい子育て拠点へ

日曜日や祝日などにこどもを預かる休日保
育や、交流の場を広げる園庭開放など
も実施しています！
今後も、こどもの発達状況に応じた
支援の拡充など、利用者のニーズに
合った子育て拠点として、サービス
を充実させていきます！

（４）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

【現状と課題】

成年年齢が 18 歳に引き下げられたことにより、こども・若者が自らの権利や責任を理解して、社会の一員として主体的に行動するための主権者教育が求められています。特に、選挙や民主主義の意義を学び、正しい判断ができる力を養うことが重要です。

また、消費者トラブルの増加を受け、若者が不当な契約や詐欺に巻き込まれないための消費者教育の強化が必要です。自立した消費者としての判断能力を育てるため、家庭・学校・社会において学びの機会を創出することが大切です。

【取組】

取組名	内容
主権者教育の推進	成年年齢である 18 歳に達したことで新たに生じる権利や影響、民主主義や選挙の意義等を学ぶ指導を行います。
消費者教育の推進	こども・若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、啓発冊子の配布や各種講座への講師派遣等を通じて、消費者教育を推進します。

（５）いじめ防止

【現状と課題】

いじめは、こども・若者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会全体でいじめ問題に取り組むことが重要です。アンケート調査【35 ページ〔これまでに経験したこと〕参照】では、いじめられた経験のある小中学生は 18.1%となっています。今後も、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、学校等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取り組みの実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化することが求められています。

また、全てのこども・若者が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進することが必要です。

【取組】

取組名	内容
いじめの撲滅	こども・若者の指導上の様々な問題に対して、指導対策を考えて実践します。各学校で実施している君津市いじめ実態把握調査や、国や県の資料等を活用します。「いじめは絶対に許されない行為」であることを広く周知して、社会全体で多様性を尊重する人権意識を養っていきます。
いじめの早期発見と対応	日常のコミュニケーションを通じて、こどもの諸問題を早期に発見し、スクールソーシャルワーカー等と連携して問題解決を図ります。

(6) 不登校のこどもへの支援

【現状と課題】

アンケート調査【35 ページ [これまでに経験したこと] 参照】では、1 か月以上学校を休んだことのある小中学生は、4.7%となっています。不登校は、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校は誰にでも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することが必要です。支援については、関係機関が連携して、こども・若者の社会的自立を目指すことが求められています。

【取組】

取組名	内容
不登校のこどもをサポート	教育支援センターきみつメイトを運営して、不登校状態が長期化しているこどもの自立性の育成や人間関係の改善を図ります。学習機会や文化・芸術体験の提供や集団生活への適応力を養うことにより、社会的自立を目指します。

(7) 校則の見直し

【現状と課題】

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものです。校則の見直しを行う場合は、こども・若者や保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいものです。

また、各地の好事例の収集、周知等を行うことが必要です。

【取組】

取組名	内容
校則の運用方法を考える	こども・若者や保護者、教師、地域社会等、様々な立場からの意見を取り入れて、各学校が必要に応じて校則の見直しを進めます。公平性や多様性を尊重して、校則の目的が「こどもの安全と成長を支えるもの」であることを明確にしながら社会の変化や技術の進歩に合わせたルールを考えます。



(8) 体罰や不適切な指導の防止

【現状と課題】

体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されています。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されています。そのため、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取り組み強化を推進することが必要です。

【取組】

取組名	内容
体罰と不適切指導の撲滅	学校生活上での体罰やハラスメント防止に関するリーフレット等を配布して、こども・若者が法的知識を学ぶ機会を提供します。ハラスメントに関する相談を受け付け、問題の早期発見と根絶に向けて取り組みます。教職員向けの研修を行い、教職員の意識改革を促します。

(9) 高校中退の予防、高校中退後の支援

【現状と課題】

高校中退は、こども・若者の将来にとって大きな影響を与えるものです。その予防にあたっては、様々な関係機関が連携して取り組む必要があります。市町村には、こども・若者や保護者が抱える問題を相談窓口等で早期に把握し、必要な支援につなげる役割があります。

また、中退後も就学や就労の支援を通じて、若者が社会で自立できるようサポートすることは、地域全体の活力を維持して、こども・若者の健やかな成長を支えるために重要です。

【取組】

取組名	内容
高校中退の予防と中退後支援	高校中退の予防として、必要に応じて、千葉県教育委員会や学校と連携を取り、適切なサポートにつなげます。関係機関と連携した相談窓口で心配ごと等を聴き必要な支援へとつなげます。高校を中退した方に対しては、奨学金制度や就学支援金の案内、ハローワークや職業訓練校が行う、就労サポートの周知等を行います。



(1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

【現状と課題】

アンケート調査【34 ページ [どの段階まで進学したいか] 参照】では、中学生で、どの段階まで進学したいかについて、「大学またはそれ以上」が 37.6%と最も高く、次いで「短大・高専・専門学校まで」が 22.2%、「高校まで」が 21.2%となっています。このことから、こども・若者に対して、各種講座や学習の場を提供して、学びを支えることが大切です。学校や地域社会と連携して、進学に必要な知識やスキルを身に付けられる場を充実させるとともに、自分の可能性を広げるための進路選択を支援する取り組みが求められています。

【取組】

取組名	内容
地域を学ぶ 機会の創出	市民団体が主催する集会等に市職員が講師として出向き、市政の説明や専門知識を生かした実習を行う「まちづくりふれあい講座」を通じて、市政に関する理解を深め、生涯学習の機会を創出します。市内在住・在学の高校生や大学生等を対象に、君津の魅力の再発見や郷土愛を深めるためのイベント等を開催します。市では、大学生や専門学校生等のインターンシップを積極的に受け入れ、若者が地域社会や行政の仕組みを学び、実務経験を積む機会を提供します。
図書館 サービスの 充実	社会情勢の変化や市民ニーズを的確に把握した図書館資料を収集して、市民が必要とする情報を入手しやすい環境づくりと学びの場を提供します。図書館サービスのデジタル化を推進して、図書館の利便性向上を図ります。
奨学金の貸付	経済的理由により進学が困難な学生を支援するため、大学、短期大学、専修学校（専門課程）に入学が決定、または在学している方へ奨学金貸付を実施します。将来の返還を前提に無利子で貸付を行い、対象者の学業継続を支援して、学びの機会を保障する取り組みを推進します。
高速バス通学 の学生への 定期代補助	高速バスを利用して県外の大学等へ通学する学生に対して、定期代の一部を補助します。通学支援を行い、学生が安心して学業に専念できる環境づくりと定住意欲や郷土愛の醸成を図ります。



(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

【現状と課題】

アンケート調査【39 ページ [将来に関することで不安に思っていること] 参照】では、将来に対して不安に思っていることについて「就職のこと」が 50.9%と最も高く、次いで「経済的なこと」が 40.7%となっています。若者の就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行うことが必要です。

また、離職する若者の早期の再就職のための、キャリア自律に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組むことが必要です。

【取組】

取組名	内容
働き手のワークライフバランスをサポート	働き手が様々な事情に応じ、多様な働き方を選択できる「働き方改革」の実現に向け、周知啓発に努めます。君津市産業支援センターを通じ、中小企業者や創業希望者が抱える様々な課題の早期解決を支援して、市内で活動する中小企業の経営の安定化を図ります。
働きやすい環境づくり	君津版ハローワーク「きみジョブ」を通じて、求職者への就労支援と企業等に対する雇用支援を推進します。市の特徴的な産業や地域に密着した中小企業等の仕事内容や職場の雰囲気、待遇等の情報を地元で働くメリットと併せて広く発信することで若者の地元定着と中小企業等の雇用対策を図ります。
住まいに関するサポート	ライフステージ上の重要な転機となる住まいの決定において、若者世帯が将来にわたり君津市に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるよう、住宅の購入等に関する支援を行います。

(3) 結婚を希望する方への支援

【現状と課題】

アンケート調査【37 ページ [いつかは結婚して家庭を持ちたいと思うか] 参照】では、いつかは結婚して家庭を持ちたいと思う人は 80.2%、思わない人が 18.0%となっています。結婚して家庭を持ちたいと思う人で、現在結婚について抱いている不安は、「適当な相手にめぐりあえるか」が 64.2%と最も高く、次いで「経済的な面」が 61.9%となっており、思わない人で、結婚したくないと考える理由は、「経済的な面」、「自分の自由な時間をもてないから」が 50.0%と最も高く、次いで「適当な相手にめぐりあわないから」が 43.3%となっています。

今後も出会いの機会や出会いの場の創出支援について、対象者のニーズを調査研究しながら支援を充実させることが必要です。

【取組】

取組名	内容
結婚を希望する方への支援の推進	結婚を希望する方の相談対応やマッチング、婚活イベント等を通じた出会いの場・機会の創出、近隣市との連携により結婚支援に関する取り組みを推進します。

（４）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【現状と課題】

アンケート調査【37 ページ「人間関係に関して不安に思っていること」参照】では、現在の人間関係に関して不安に思っていることについて、「友人関係」が27.5%と最も高く、次いで「恋愛のこと」が20.4%、「家族関係」が12.0%となっています。また、ひきこもり傾向にある若者も一定数います。こどもや若者の悩みや聞いてほしいことがあったときに相談できる、君津市の相談窓口を知っている人は27.5%と低くなっています。

様々な媒体を用いた情報発信とともに、ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

【取組】

取組名	内容
ひきこもりに関する相談・支援	生活と仕事に関する様々な困りごとがある方に対して「福祉相談支援センターきみつ」の相談支援員が自立するための支援を寄り添いながら行います。ひきこもり状態にある本人や家族等からの電話相談に応じる千葉県ひきこもり地域支援センターのひきこもり電話相談の周知や各種相談の受付を行い、医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な支援機関につなげます。

基本目標 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

アンケート調査【31 ページ「現在の暮らしの状況」参照】では、現在の暮らしの状況について、「やや苦しい」と「大変苦しい」をあわせた“苦しい”が41.0%となっています。

今後も、次代を担う全てのこども・若者の育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、安心して子育てができる支援が必要です。

【取組】

取組名	内容
幼児期から学童期・思春期までの負担軽減	こどもの幼児教育・保育を上限額の範囲で無償化して、保護者負担の軽減を図ります。私立幼稚園の施設・研修・教材費の補助を行い、保護者負担の軽減と幼児教育の振興を図ります。3人目のこども以降の学校給食費の無償化により、保護者負担軽減を図ります。
医療費助成と児童手当の給付	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、高校生年齢までのこどもを対象に医療費の助成を行います。高校生年齢までのこどもを養育している方に、児童手当を支給して、生活の安定と次代の社会を担うこどもの健やかな成長をサポートします。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

【現状と課題】

本市では、地域とのつながりを大切にして、地域資源を活用した子育て支援を推進してきました。アンケート調査【23 ページ「地域子育て支援拠点事業の利用希望」参照】では、地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望について、「利用していないが、今後利用したい」が28.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が12.8%となっており、地域の子育て支援に対するニーズがみられます。今後も、市の子育て支援事業について、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進め、生まれる前から乳幼児期までの支援の連続性を維持できるよう、より多くの相談先や、適切な子育て支援サービスなどからの情報提供が必要です。

また、アンケート調査【19 ページ「子育てにもっとも影響すると思われる環境」参照】では、子育て・教育に、最も影響すると思われる環境について、就学前児童の保護者では、「家庭」が97.3%と最も高く、次いで「保育園」が47.3%となっています。小学生の保護者では、「家庭」が96.8%と最も高く、次いで「学校」が92.7%、となっており、家庭での影響力の高さが挙げられています。今後も、家庭において、こども・若者の基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、子育て当事者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、親子に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要です。



【取組】

取組名	内容
きみぴよんの活用	君津市マスコットキャラクターきみぴよんを活用して、郷土愛の醸成やイメージアップを図ります。イラストの利用促進や各種イベントへの着ぐるみの貸出や派遣を通じて、社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成と、市の子育て施策を推進します。
子育て支援センターの運営	子育ての不安や悩み等の相談の場や、子育て中の親子が集う場として、子育て支援の拠点となる施設「地域子育て支援センター」を運営します。地域子育て支援センターに子育ての専門知識等を持つ専任の職員や市民サポーターを配置して、乳幼児親子のふれあいや子育て関連講座の開催、こどもの居場所の提供と交流事業を実施します。
アウトリーチ型支援	市独自のアウトリーチ型支援として「赤ちゃん応援パック事業」を実施します。出生時にきみぴよん特製ダンボールで出生祝い品を送付するほか、保育士資格や子育て経験のある訪問員が、毎月、0歳児がいる家庭を訪問して、紙おむつなどの育児用品を届けながら、困りごとや悩みごとの聞き取り、子育てに関する情報提供などを行い、子育て家庭の経済的・精神的負担の軽減を図ります。
子育て支援イベントの開催	同じ地域の親子が交流して、つながりをつくれるよう交流イベントを開催します。絵本の読み聞かせや管理栄養士による離乳食に関する情報提供などのほか、親子同士の交流の時間をつくることで、子育て世帯のコミュニティの輪を広げ、孤立の防止を図ります。また、地域や市内企業と連携したイベントを開催して、社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成します。
地域とともにある学校づくり	学校と地域住民らが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールを推進して「地域とともにある学校」づくりを推進します。



(3) 共働き・子育ての推進・拡大

【現状と課題】

アンケート調査【24 ページ「育児休業の取得状況」参照】では、母親、父親ともに育児休業を取得した割合は、前回調査と比べ増加していますが、父親の取得率は21.3%と、母親の56.1%より低い状況となっています。父親の取得していない理由について、「仕事が忙しかった」が42.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が40.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が34.6%となっています。前回調査と比べ、すべて割合が増加しており、経済的な面や職場環境の課題があがっています。今後も、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。

また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。また、子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方について、「父母ともに」が63.9%と最も高く、次いで「祖父母」が31.1%、「保育園」が29.0%となっており、前回調査と比較すると、「父母ともに」が増加しています。今後も、男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取り組みの充実を図ることが必要です。

【取組】

取組名	内容
男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	男女が共に働きながら安心して子育てができる社会を構築するため、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進します。特に女性がライフステージの変化に左右されず活躍できる環境づくりを支援します。

(4) ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等を適切に行う必要があります。また、こどもに届く生活・学習支援を進めることが必要です。

【取組】

取組名	内容
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親の家庭生活の安定と向上、社会的自立を促すため、就労や貸付等の相談支援、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給、養育費の確保支援、児童扶養手当の給付、医療費助成を行います。ひとり親世帯等のこどもに対して、基本的な生活習慣の習得や学習支援、居場所の提供等を行います。

PICK UP !!
君津市
こども計画
③

君津市では、こんなことに取り組んでいます！

パパ・ママに 手を差し伸べます！



経済的支援だけでなく、積極的に手を差し伸べる支援
(アウトリーチ型支援) で親子に寄り添うサポートを充実させていきます。

きみつ赤ちゃん応援パック事業

子育て中のパパ・ママの孤立化防止と経済支援を行う君津市独自の事業です！

出生のお祝い品を自宅にお届け！



出生届を提出した方に、出生祝い品（育児用品・市指定ごみ袋・きみぴょんグッズなど）をお届けします。

0歳児の見守り & 育児用品の配達

保育士資格や子育て経験のある訪問員が

月1回、自宅を訪問して子育てに関する情報提供などのサポートを行っています。



利用者の声

▶ こどもが幼いと、家にこもりがちになってしまい、大人と会話をしなかったという日もありました。定期的に訪問員の方が自宅に来てくれて、顔を合わせてお話ができるというのは、とてもありがたいです。赤ちゃん応援パックの利用を通じて、君津市からの「独りじゃないんだよ」というメッセージが伝わってきました！



ひよこの気持ちルーム



社宅に住むママから「近所で赤ちゃんの泣き声はするけど、誰が住んでいるのかわからない」という声を聴き、ひよこの気持ちルームは始まりました！同地区の赤ちゃん応援パック利用者が一つの場所に集い、交流を深める新たな取り組みです。



利用者の声

▶ 自分たちが住んでいる地区内で、同世代のパパ・ママと交流ができると聞いて参加しました。ちょっとした悩みの共有もできて嬉しかったです！
▶ 先輩のパパママから子育てのアドバイスを聞いたのが嬉しかったです。皆さんのサポートがとても心強いです！





第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※ 本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としています。施設数や延べ人数等の場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

（１）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

【現状と課題】

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和４年６月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和６年６月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

主な改正内容

- ・ 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- ・ こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- ・ 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- ・ 産後ケアに関する事項の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。

また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分、または事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域、すなわち「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み（需要）」と「確保方策（供給）」を計画するものとされています。必要なサービスを必要な時期に適切に提供する体制を確保し、教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。

なお、本市においては様々な状況を勘案し、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業に係る区域は「市内全域＝1区域」とします。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園は、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっています。ニーズ調査結果からも、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定のこどもは、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込みます。3号認定も、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望するこども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育園・認定こども園での保育を希望しているこども	保育園 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育園・認定こども園等での保育を希望しているこども（以下、3号（0歳）・3号（1・2歳）と表記）	保育園 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した見込み量が実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに見込み量を算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策は、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容と実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込み量に対して提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえて必要に応じて確保方策を再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した見込み量が実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに見込み量を算出する場合があります。

ステップ1

■ 家庭類型の算出

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ分類します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

■ 潜在家庭類型の算出

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望

○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

■ 潜在家庭類型別の将来児童数の算出

人口推計を算出して、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

■ 事業やサービス別の対象となる児童数の算出

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

■ 利用意向率の算出

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

■ 見込み量の算出

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

【令和 7 年度】

		令和 7 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）		1,332			387	339	423
量の見込み（A）		353	130	817	92	200	254
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	323		924	93	198	230
確認を受けない幼稚園		390	－	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保 育、事業所内 保育等	－	－	－	24	30	34
確保量合計（B）		713		924	117	228	264
過不足（C）＝（B）－（A）		230		107	25	28	10

【令和 8 年度】

		令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）		1,309			378	400	400
量の見込み（A）		347	128	803	90	201	240
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	323		924	93	198	230
確認を受けない幼稚園		390	－	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保 育、事業所内 保育等	－	－	－	24	30	34
確保量合計（B）		713		924	117	228	264
過不足（C）＝（B）－（A）		238		121	27	27	24

【令和 9 年度】

		令和 9 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）		1,252			368	391	401
量の見込み（A）		332	122	768	88	196	241
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	323		924	93	198	230
確認を受けない幼稚園		390	－	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保 育、事業所内 保育等	－	－	－	24	30	34
確保量合計（B）		713		924	117	228	264
過不足（C）＝（B）－（A）		259		156	29	32	23

【令和 10 年度】

		令和 10 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）		1,199			360	380	392
量の見込み（A）		318	117	736	86	191	235
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	323		924	93	198	230
確認を受けない幼稚園		390	－	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保 育、事業所内 保育等	－	－	－	24	30	34
確保量合計（B）		713		924	117	228	264
過不足（C）＝（B）－（A）		278		188	31	37	29

【令和 11 年度】

		令和 11 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）		1169			351	372	381
量の見込み（A）		310	114	717	84	187	229
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	323		924	93	198	230
確認を受けない幼稚園		390	－	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保 育、事業所内 保育等	－	－	－	24	30	34
確保量合計（B）		713		924	117	228	264
過不足（C）＝（B）－（A）		289		207	33	41	35

【今後の方向性】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

- 保護者の就労状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育園や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組み推進、保幼小連携を実施します。
- 小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）こどもが増加する傾向にある中、幼児期の学校教育（幼稚園、保育園、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、こどもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、こどもに対する体系的な教育を推進します。
- 保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- 保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者と教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域こども・子育て支援事業、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるように身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。

基本型	当事者の目線に立った、寄り添い方の支援「利用者支援」と地域における、子育てネットワークに基づく支援の「地域連携」の2つの柱で構成
特定型	主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育園や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
こども家庭センター型	母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じて、妊産婦と乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	1	1	1	1	1
基本型					
特定型					
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

市役所窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育園等入所待機児童への支援、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

(2) 時間外保育事業

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	423	414	402	388	378
確保方策（B）	423	414	402	388	378
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長してこどもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者の就労等により昼間監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	972	915	866	835	808
1年生	219	193	198	197	183
2年生	232	216	191	196	195
3年生	232	231	216	191	196
（低学年 計）	683	640	605	584	574
4年生	106	98	97	91	81
5年生	112	107	98	97	91
6年生	71	70	66	63	62
（高学年 計）	289	275	261	251	234
確保方策（B）	982	982	982	982	982
差引（B） - （A）	10	67	116	147	174

【今後の方向性】

今後の利用状況等を踏まえて、各クラブへの運営補助を行います。

また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国の「放課後児童対策パッケージ」で示された各項目を踏まえ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による受入児童数の増加などを検討していきます。

周西の丘小学校にある放課後児童クラブは、校舎の改修・増改築に伴い、支援単位2単位分の教室を整備し、令和7年度から事業を実施します。

(4) 子育て短期支援事業

【概要】

保護者の疾病や仕事、育児疲れなどにより、家庭において一時的にこどもの養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）です。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	70	70	70	70	70
確保方策（B）	75	75	75	75	75
差引（B） - （A）	5	5	5	5	5

【今後の方向性】

こどもや家庭に関わる機関と連携し、支援を必要としている家庭を利用につなげることで、こどもの安全・安心な生活の確保と保護者の負担軽減を図り、育児が継続できるよう支援していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【概要】

生後4か月を迎える前までの乳児がいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問して、親子の心身の健康状態の確認、体調や育児の相談に応じるとともに子育て支援の情報提供を行い、必要なサービスにつなげます（未熟児・新生児・産婦訪問指導と併せて実施）。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	387	378	368	360	351
確保方策（B）	387	378	368	360	351
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

訪問の結果、特に支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供して、関係機関との連携を図りながら支援につなげられるよう体制を確保します。

(6) 養育支援訪問事業

【概要】

子育てに強い不安を抱えるなど、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問して、育児に関する悩みごとや疑問について相談、指導、助言等を行うことで、こどもの健全な成長を支え、保護者の養育能力をの向上を図るための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりを目的とします。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	950	903	858	815	774
確保方策（B）	950	903	858	815	774
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問して、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。また、相談支援等を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	46,346	45,158	44,504	43,430	42,356
確保方策（B）	46,346	45,158	44,504	43,430	42,356
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を整備していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

(8) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	8,336	8,159	7,913	7,648	7,457
幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり	5,376	5,262	5,103	4,932	4,809
その他定期的な利用	2,960	2,897	2,810	2,716	2,648
確保方策（B）	12,256	11,996	11,635	11,244	10,964
幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり	7,296	7,141	6,926	6,693	6,526
その他定期的な利用	4,960	4,855	4,709	4,551	4,438
差引（B） - （A）	3,920	3,837	3,722	3,596	3,507

【今後の方向性】

幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実していきます。

また、その他保育ニーズの志向が高い利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	188	182	175	168	162
確保方策（B）	870	870	870	870	870
差引（B） - （A）	682	688	695	702	708

【今後の方向性】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整と共通理解を図り、事業を実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

市が設置するファミリー・サポート・センターが、子育ての援助を受けたい方（利用会員）と当該援助をしたい方（協力会員）をつなぐ相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	400	376	355	342	336
確保方策（B）	400	400	400	400	400
差引（B） - （A）	0	24	45	58	64

【今後の方向性】

事業に参加しやすい環境づくりや研修・サポート体制の充実を図りながら、協力会員の確保に努めます。

また、多様化するニーズに適切に対応するため、講習会の実施等により協力会員の資質向上を図ります。今後も、利用会員の利便性向上や、事業を気軽に体験できる「ちょこっと預かりサービス」の提供などを行い、サービスの利用促進に努めます。

(1 1) 妊婦健康診査事業

【概要】

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する事業です。妊娠の届出の際に母子健康手帳交付と併せて 14 回分（多胎妊婦の場合は 5 回分追加）の妊婦健康診査受診票を交付します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（実人数）（A）	387	378	368	360	351
健診回数（延べ人数）（B）	5,418	5,292	5,152	5,040	4,914
確保方策（実人数）（C）	387	378	368	360	351
確保方策（延べ人数）（D）	5,418	5,292	5,152	5,040	4,914
差引（C） - （A）	0	0	0	0	0
差引（D） - （B）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

妊婦健康診査の受診の重要性を周知啓発し、適正な時期に受診ができるよう積極的に受診勧奨を行っていきます。

(12) 産後ケア事業

【概要】

産後に心身の不調や育児に不安があるなどを含め、産後ケアを必要とする母子を対象に、短期入所型、通所型、居宅訪問型を通して母親の心身のケア、授乳・育児相談等を実施し、母子とその家族がすこやかな育児ができるよう支援する事業です

【量の見込みと確保方策】

短期入所型	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	69	68	68	64	64
確保方策（B）	69	68	68	64	64
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

通所型	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	30	30	28	28	28
確保方策（B）	30	30	28	28	28
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

委託訪問型	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	89	87	87	84	81
確保方策（B）	89	87	87	84	81
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

利用者のニーズに合わせた産後ケアを実施することで母子やその家族の育児不安や疲労の軽減等につなげていけるように支援していきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援を実施するとともに、経済的支援を一体的に行うことにより、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように支援する事業です。

■ 伴走型相談支援

- ・ **妊娠届出時**：助産師等による面談を実施し、母子保健サービスの案内や相談等を行います。
- ・ **妊娠8か月前後**：出産に向けた準備等について伺うため、アンケートを送付します。希望者のみ電話相談や面接を行います。
- ・ **新生児・産婦訪問時**：保健師・助産師が赤ちゃん訪問に伺い、赤ちゃんの体重測定や授乳・育児相談、母子保健サービスのご案内を行います。

■ 経済的支援

- ・ **妊娠届出時と出生届出時**：計10万円相当の経済的支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	748	730	712	695	678
確保方策（B）	748	730	712	695	678
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

いつでもかかりつけの相談機関とつながり、身近で相談できる安心感を与えるとともに、「孤育て化」を防止します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進め、利用しやすい環境づくり、広報の充実、利用満足度の維持向上に努めていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童と家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

現状と課題を踏まえ、既存の取り組みを改善しつつ、事業の拡充を検討します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【概要】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで、こどもを保育施設に預けられるようにする制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から令和7年夏頃以降に示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受入れ体制を整備します。

(1 8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園（新制度園を除く）に在籍するこどもの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事業です。今後、他の費用の助成についても検討していきます。

(1 9) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。国が示す具体的内容にしたがって検討を進めます。

第6章

こども・若者の意見聴取結果と 計画への反映状況

本計画の策定にあたり、計画の当事者であるこども・若者の意見を聴取しました。こども・若者が持つ日常の課題や将来への希望など、多岐にわたる声を集め、それらを分析・集約した上で計画に反映しています。当事者たちの視点を重視しながら、しっかりとフィードバックをすることで、こども・若者の自己肯定感やまちづくりへの参画意識の向上を目指します。

1 意見聴取の実施時期

令和6年6月5日（水）～ 令和6年8月30日（金）

2 意見聴取の概要

（1）きみつ☆こども・わかものアイデアバンク

意見やアイデアを提案してもらうアンケートフォームを開設して、インターネットを通じて、意見を募りました。

① 募集テーマ

- ▶ 君津市のこども・若者が幸せになるために、あなたがやってみたいこと
- ▶ こども・若者が幸せに暮らすために、君津市がどんなまちになってほしいか

② 応募総数：18人から54件



（2）市内小学生からの意見

社会科見学で市内巡りをしている小学生を対象に君津の未来を考える手紙を書いてもらいました。

① 手紙のテーマ

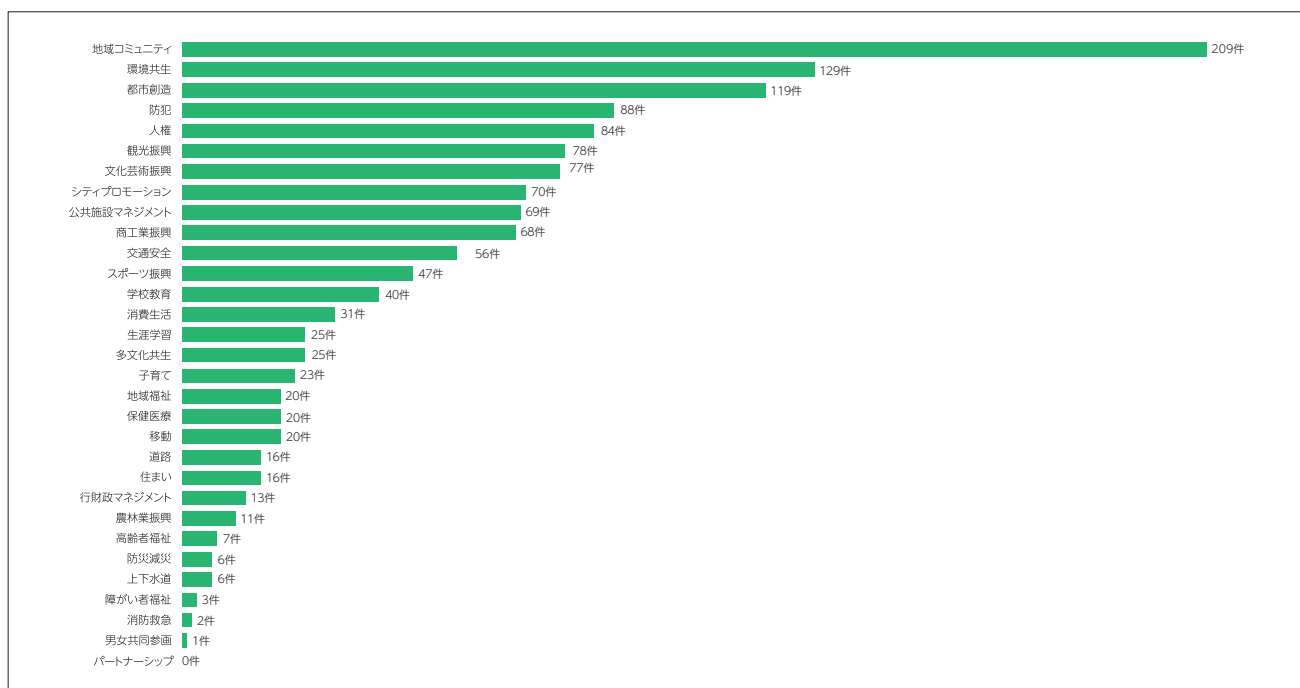
皆が幸せに暮らすために君津市がどんなまちになってほしいか

② 応募総数：241人から482件



【別表 1】ジャンル分け一覧表（きみつ☆こども・わかものアイデアバンクと市内小学生からの意見）

総集計数：259 人から 536 件（ジャンルで細分化 1,379 件）



（３）市内未就学児からの意見

市内の保育園児を対象に「幸せだと思うとき」をテーマにした絵を描いてもらい、直接意見を聴き取りました。その後、君津市マスコットキャラクター「きみぴょん」が保育園を訪問して、こどもたちと楽しいひとときを過ごしました。

① 絵のテーマ

自分が楽しい！幸せ！だと思うとき

② 参加人数：25 人



（４）市内中学生からの意見

市内の全公立中学校の生徒会役員で構成される合同生徒会の全体協議会で意見交換を行いました。

① 意見交換テーマ

私たちが考える幸せとは？

② 参加校

君津中学校・八重原中学校・周西中学校・周西南中学校・
周南中学校・周東中学校・上総小櫃中学校



(5) 高校生以上の若者からの意見

君津の未来を担うこどもや若者が自身の幸福な状態（ウェルビーイング）を実現するためのまちづくりについて考える意見交換の場として「君津市こども・若者会議 2024」を開催しました。参加者は、保育園児や小学生の考えやアイデアを分析した後、各グループ内で意見交換を行い、君津市にとって理想的な「こども・若者の居場所」について、石井宏子市長へ提案しました。提案書の全データは市ホームページで公開しています。



- ① **開催期日**：令和6年8月26日（月）・28日（水）
- ② **開催会場**：中央図書館・視聴覚室
- ③ **参加者**：15人（高校生・大学生・社会人）5人3グループを作成
- ④ **テーマ**：こども・若者の幸せを実現するため、君津市に必要な『こども・若者の居場所』を考えよう！



グループ A の提案まとめ

まとめ・結論

1. 子供・若者の遊び場

子供・若者が楽しく遊べる場所が足りない！！

学生目線

- ・プリ機
- ・公民館活用

子供目線

- ・巨大屋内遊具施設
- ・楽しい公園

2. 君津駅前活性化

無料の学習施設や待合室、多目的ホールが欲しい！！

- ・学習施設・待合室
- ・バスの本数・時間
- ・遊び場（プリ機）

3. 子育て世帯・学生支援

子育て世帯と学生に手厚い環境・支援が欲しい！！

- ・第二子以降の保育料無償化
- ・病児保育施設の充実（定員・部屋の増加）
- ・病児保育とファミサポのネット予約
- ・子ども食堂
- ・子どもや若者が集まりたくなるようなイベント
- ・学生同士のコミュニティ
- ・合同生徒会の拡大
- ・久留里地域の歩道拡大

グループ B の提案まとめ

まとめ・結論

学生の居場所を作ろう！

- 〈目的〉 こども・若者の幸せを実現するため
- 〈現状〉 学生が学外で勉強したり、他校との交流がない。
→学生が気軽に集まれるような場所をつくりたい ！
- 〈提案〉 駅前に誰でも気軽に勉強や交流ができるコミュニティスペースを作る
料金：平日は無料 土日祝日や長期休暇期間のみ100円
- 〈構成〉 静かに勉強する・教えあいながら勉強、悩み相談・休憩所を兼ねて
雑談ができる4つのスペースをつくる
※土日祝日や長期休暇期間はイベント（ビブリオバトル
ボードゲームなど）をやって色んな世代との交流をはかる
- 〈利点〉 学校や世代を超えた交流が生まれる・・・地域特有の情報
進路選択に役立つ・学力向上
将来の選択肢をひろげられる→悩みが減る
→やりたいことを見つけられる
居場所があると感じる→地元（君津市）にのこる

グループ C の提案まとめ

まとめ・結論

- ・ 学生が中心となり継続できる組織（居場所になる）
- ・ 子どもだけではなく多世代の交流が図れる
- ・ 安価でアクセスが良く、たくさんの人が集まれる
- ・ 学生を巻き込んで発信はSNSを中心に！
- ・ きみぴょんや君津市ゆかりの有名人と一緒に！

(1) こども・若者の提案反映

こども・若者たちが意見交換を行ってまとめた提案を本計画のどこに反映させたのかを示しています。

※提案は、市内の全公立中学校の生徒会役員が参加した 2－(4) 市内中学生からの意見「合同生徒会 全体協議会」及び、令和 6 年度に聴取した「こども・若者」の全ての意見を分析して行った 2－(5) 高校生以上の若者からの意見「君津市こども・若者会議 2024」の意見交換で出たものです。

提案	こども・若者の提案	提案を反映した箇所	反映時のポイント
こども 若者 会 議	【居場所づくり】 誰でも気軽に集まれる居場所をもっと作ってほしいです。特に JR 君津駅周辺をもっと活性化させたいです。	▶放課後子供教室や公共施設等の活用 (58 ページ) ▶使いやすい公共施設の運用 (48 ページ)	JR 君津駅周辺に関する要望が多かったことを踏まえて、今後はその具体的な施策を検討します。
こども 若者 会 議	【交通の利便性向上】 バスの本数や運行時間を改善して、通学や移動がもっと便利になるようにしてほしいです。歩道を広げて、安全に通行できる環境を整えてほしいです。	▶持続可能な公共交通体系の維持 (48 ページ)	ニーズやコスト等を踏まえた交通体系の維持・見直しと、安全・安心の確保に取り組みます。
こども 若者 会 議	【子育て世帯への支援】 子育て世帯への支援を充実させてほしいです。また、こども食堂の設置や親子が参加できるイベントを増やしたいです。	▶地域や外部団体と連携した貧困対策 (50 ページ) ▶切れ目のない子育て支援 (54 ページ) ▶保育環境の充実 (56 ページ) ▶アウトリーチ型支援 (67 ページ) ▶子育て支援センターの運営 (67 ページ)	経済的支援だけでなく、親子に寄り添うアウトリーチ型の支援や地域と連携した取り組みを推進します。
こども 若者 会 議	【地域や世代間交流の推進】 学校や世代を超えた交流の場をもっと増やして、みんなで楽しめるイベントを企画してほしいです。地域の情報を共有できる場も作ってほしいです。	▶まちづくりへの参加 (47 ページ) ▶地域を学ぶ機会の創出 (63 ページ) ▶アウトリーチ型支援 (67 ページ)	地域住民や市民団体と連携した交流の場を作っていきます。
こども 若者 会 議	【情報発信】 市の魅力をもっと発信してほしいです。SNS の活用、きみぴょんや市ゆかりの有名人とコラボして、君津市の良さを市外に広める活動をしたいです。高校生もこの発信に積極的に関わりたいです。	▶意見表明の環境づくり (45 ページ) ▶きみぴょんの活用 (67 ページ) ▶地域を学ぶ機会の創出 (63 ページ)	こども・若者自身の主体性を尊重して、一緒に情報発信やまちづくりを推進していきます。
こども 若者 会 議	【学力向上】 学外で自由に学べる学習スペースを整備してほしいです。また、学力向上をサポートしてほしいです。また、進路に役立つ情報を提供する仕組みも作りたいです。	▶体験活動の充実 (47 ページ) ▶誰もが学べる教育環境の提供 (51 ページ) ▶地域を学ぶ機会の創出 (63 ページ) ▶教育の質の向上と環境整備 (57 ページ)	家庭環境や経済状況に影響されないよう全てのこどもの教育の質を高めます。

提案	こども・若者の提案	提案を反映した箇所	反映時のポイント
こども 若者 会 議	【ふるさと意識の醸成】君津市が自分たちの「居場所」と感じられる取り組みを進めてほしいです。高校生が主体となる活動やイベントを企画して、地域を盛り上げることで、自分たちのふるさとを誇りに思えるようなまちにしたいです。	▶意見表明の環境づくり(45ページ) ▶まちづくりへの参加(47ページ) ▶体験活動の充実(47ページ) ▶健全な育成を推進(48ページ) ▶地域を学ぶ機会の創出(63ページ)	こども・若者の主体性を尊重して、自ら考えて挑戦することができる環境づくりを進めます。
合 同 生徒会	【互いを認め合う】学校内で感謝の気持ちを伝え合うことで、互いを認め合い、安心できる環境を作ることが大切だと思います。	▶こども・若者の権利に関する普及啓発(45ページ) ▶SDGsの理解促進(48ページ) ▶道徳教育の充実(57ページ)	こども・若者の権利擁護の意識をこどもたちだけでなく、教職員や地域住民にも普及・啓発していきます。
合 同 生徒会	【ボランティア活動】挨拶やボランティア活動を通じて、学校内外での繋がりを強めたいです。また、募金活動は、一人一人の行動が多くの人に幸せを与えたいと思います。	▶まちづくりへの参加(47ページ) ▶道徳教育の充実(57ページ)	すでに学校内で取り組んでいる活動を学校外の地域にも派生させていきます。
合 同 生徒会	【悩み等の相談】日頃、悩んでいることを書き出す等、悩みや自分の考えを共有した先に幸せのきっかけがあると思います。目安箱を設置してみてはどうでしょうか。	▶意見表明の環境づくり(45ページ)	プライバシーに配慮するため、インターネット上で意見を募る仕組みを導入します。

(2) その他の提案とその展望

提案	こども・若者の提案	今後の展望
こども 若者 会 議	自由に学べる新たな学習スペース、おしゃべりや悩み相談ができる新たなコミュニティスペースの開設	公共施設のスペースの確保や、運営をする人員・財源確保に課題があるため、地域の実情や関係団体との協議等を進めながら、実現可能な形での取り組みを検討していきます。また、すでに市内公民館等で開設している学習・コミュニティスペースの利便性向上や周知を図っていきます。
こども 若者 会 議	思い出を共有できるプリクラ機の設置や巨大屋内遊具施設を設置	公共施設としての利用目的や設置場所の制約、維持管理費用等の課題があるため、民間企業や地域団体との連携を通じて、こども・若者の居場所づくりを進めていきます。
こども 若者 会 議	第2子以降の保育料の無償化	現行の財政状況等の課題があるため、今後も国や県の支援制度の動向を注視しつつ、第2子以降の保育支援策について検討していきます。
こども 若者 会 議	行政サービスを利用しやすくするネット予約	システム構築に必要なコスト等の課題があるため、他自治体の事例等を参考にしながら、段階的な導入を目指します。また、すでにネットを通じて利用できる行政サービスの周知を行い、利便性の高いサービスが提供できるよう努めます。

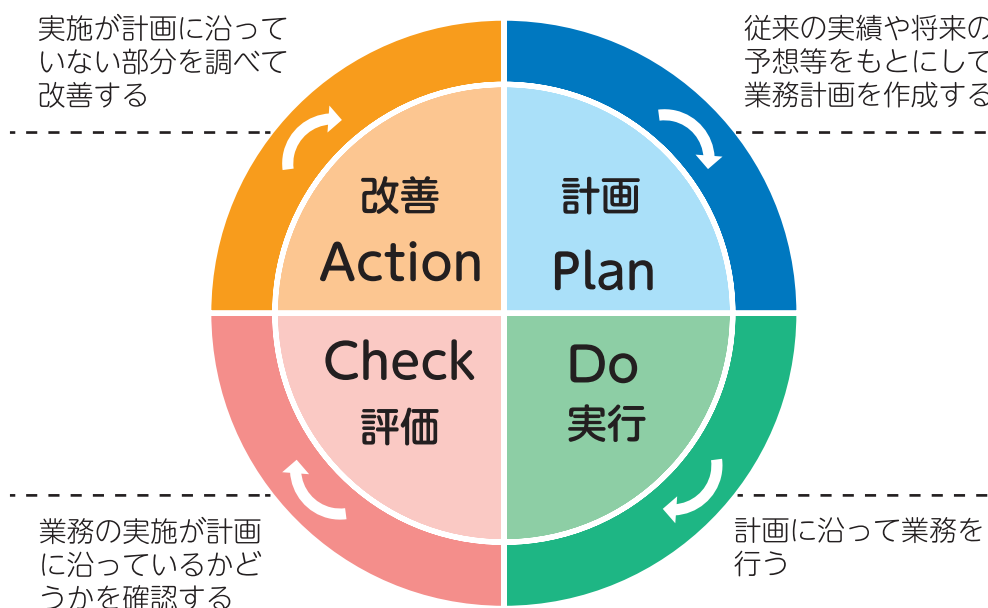
第7章

計画の推進体制

1 計画の推進状況の把握

本計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画を推進します。特に、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、第3章で述べた3つの基本目標のもと、毎年度、点検・評価を行い、「君津市子ども・子育て会議」に進捗状況報告を行うことで、外部評価を受けながら施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」等に大きな開きが見受けられる場合には、必要に応じて計画を見直します。



2 地域、関係機関・団体との連携と協働

(1) 市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、保育・教育施設関係者、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体で連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育園等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者等、地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 市民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型の事業の拡充等、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

3 国・県との連携

(1) 市民や関係団体等との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

また、幼稚園や保育園等の広域利用、被虐待児への対応や障がいのあるこども・若者への対応等、専門的な支援を必要とする場合には、国や県、近隣市町村との連携・調整のもと、より充実した取り組みを進めます。

4 こども・若者の意見を施策に反映させる取り組み

令和5年4月に施行された「こども基本法」においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として明示されており、本計画に掲げる施策の推進においては、こどもの意見やニーズを把握するように努め、こどもの意見を尊重しながら取り組みを進めていきます。

5 君津市子ども・子育て会議

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第72条の規定に基づき条例により市長の附属機関として設置した「君津市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。委員は、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。



第8章

資料編

1 君津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第1項において「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、君津市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に建議することができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康こども部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

2

君津市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	役職等	氏名	備考
1	子どもの保護者	君津市PTA連絡協議会	しょうじ ゆういちろう 庄司 有一郎	
2	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学校法人 美和学園 美和幼稚園 理事長	あきもと まさひろ 秋元 政寛	
3		君津市立 かずさあけぼの保育園 園長	かなもり じゅんこ 金森 順子	副会長
4		宮下どろんど保育園 園長	はざわ ゆうた 羽澤 佑太	
5		児童発達支援センター きみつ愛児園 園長	みやうち きよみ 宮内 清実	
6		君津市学童保育連絡協議会 会長	おの のりこ 小野 典子	
7		ママの笑顔を考える会 代表	さとう たまこ 佐藤 玉子	
8	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	清和大学短期大学部 教授	たけうち なおと 竹内 直人	会長
9		千葉県君津児童相談所 所長	なかむら かずひろ 中村 和博	
10		君津市民生委員児童委員協議会 民生委員・児童委員、主任児童委員	ほそかわ なおこ 細川 尚子	
11		株式会社オールプロジェクト (旧君津市子育て支援センター所長)	なかばやし ちはる 中林 千春	
12	事業主を代表する者	君津商工会議所 事務局長	なかの くみこ 中野 久美子	
13	労働者を代表する者	連合千葉南総地域協議会 事務局長	むた ともひこ 牟田 智彦	

3 君津市こども計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づき、君津市こども計画（以下「こども計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討及び調整するため、君津市こども計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) こども計画の策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、こども計画の策定に関し、必要と認めること。

(構成)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康こども部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康こども部こども政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

【別表 委員名簿】

所 属	職名
企画調整課	課長
こども家庭センター	所長
保育課	課長
健康づくり課	課長
厚生課	課長
障がい福祉課	課長
学校教育課	課長
生涯学習文化課	課長

子どもの権利条約（国連児童基金【UNICEF】）



<https://www.unicef.org/tokyo/crc>

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の人たちを子どもと定義し、世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約は、1989年の誕生以来、世界の子どもの状況の改善に大きな役割を果たしています。多くの国々が、この条約でうたわれている子どもの権利の実現と、子どもたちが直面する課題の解決に向けて、法律や政策を改め、予算をふやし、力を注いできました。1990年に年間1,250万人だった5歳未満児死亡数は、2018年には年間530万人へと半減しました。そして、多くの子どもたちが学校に通えるようになり、児童労働から解放されたことで、子どもらしく生き、自らの持つ能力を最大限に伸ばす機会を得ることができるようになりました。子どもの権利条約は、人身売買や性的搾取などといった子どもを取り巻く課題に対して、国際社会が一丸となって取り組む原動力にもなっています。

「こども大綱」（こども家庭庁）



<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進していきます。

こどもまんなか実行計画（こども家庭庁）



<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>

令和6年5月31日、こども政策推進会議において、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」を決定しました。今後、毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図ります。

5 策定経過

年月日	事項
令和5年度	
1月16日	第1回君津市こども計画検討委員会
3月19日	第1回君津市子ども・子育て会議
令和6年度	
5月31日	第1回君津市こども計画検討委員会（書面開催）
6月～7月	市内小学生への意見聴取
7月～8月	市内保育園児への意見聴取
6月7日	第1回君津市子ども・子育て会議（書面開催）
6月13日	第2回君津市こども計画検討委員会
6月28日～7月19日	子ども・子育てニーズ調査、子ども・若者の生活状況調査
7月18日	第2回君津市子ども・子育て会議
7月25日～8月15日	きみつ☆こども・わかものアイデアバンク開設
8月20日	第15期君津市中学校合同生徒会全体協議会
8月26日、28日	君津市こども・若者会議2024
10月15日	第3回君津市こども計画検討委員会
10月18日	第3回君津市子ども・子育て会議
12月7日～12月21日	自治会長と市長の地域懇談会
令和7年1月22日	第4回君津市こども計画検討委員会
1月28日	第4回君津市子ども・子育て会議
2月14日～3月15日	まちづくり意見公募手続き（パブリックコメント）



君津市 こども計画

令和 7 年度 (2025) ~ 令和 11 年度 (2029)

まとめ版



みんなで目指す目標

きみとつくる
幸せあふれる
こどもまんなかなまち

「こどもまんなか」って、な～に？

すべてのこども・若者が幸せに暮らせるように、こども・若者の今とこれからにとって、一番良いことは何だろう？と考えて、こども・若者の意見を日本のまんなかに置いた社会のことです。



▶ こども・若者・子育て中の皆さんの考えを大切にして、その意見を聞き、話し合いながら一緒に進みます。



▶ こどもや若者が「自由に選ぶこと」「自分で決めること」「自分の可能性を発揮すること」を社会全体で後押しします。



▶ こども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）でいられる持続可能なまち「きみつ」を地域一丸となって目指します。



目標の数字

幸せあふれる「こどもまんなかなまち」をつくるための数字の目標を決めました。

こども
(小学生・中学生へのアンケート)

今の自分が好きだ

58.4%
(令和 6 年度) ▶ 目標 63%

安心して暮らしていると思う
88.2%
(令和 6 年度) ▶ 目標 93%

若者
(15 歳から 24 歳の方へのアンケート)

今の自分が好きだ

56.9%
(令和 6 年度) ▶ 目標 62%

今、幸せだと感じている
87.4%
(令和 6 年度) ▶ 目標 92%

子育て家庭
(就学前のこどもの保護者へのアンケート)

君津市の子育て支援の満足度

60.7 点
(令和 6 年度) ▶ 目標 65 点



君津市こども計画の期間と対象

- 期間：令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年が計画の期間です。
- 対象：すべての「こども・若者・子育て中の皆さん」& 関わる人・団体・地域

妊娠期

乳幼児期

学童期

思春期

青年期

妊娠期

0 歳

1 歳

2 歳

3 歳

4 歳

5 歳

6 歳

7 歳

8 歳

9 歳

10 歳

11 歳

12 歳

13 歳

14 歳

15 歳

16 歳

17 歳

18 歳

(ポスト青年期)
30~39 歳

若者



君津市 こども計画の 全体図

君津市では、こんなことを
やっていきます！

＼ PICK UP!! ／

**君津市こども・若者会議を
開催します！**

- ▶ こども・若者がメンバーの会議「君津市こども・若者会議」を開催します！
- ▶ こども・若者の「やってみたい！」「あったらいいな！」を実現できるように大人と一緒に活動していきます！

＼ PICK UP!! ／

**こども・若者の
居場所を作ります！**

- ▶ JR 君津駅の周りをにぎやかにします！
- ▶ みふねの里保育園を中心に、親子で楽しめる場所を作っていきます！
- ▶ 放課後に楽しく遊べる場所を整えます！

＼ PICK UP!! ／

**赤ちゃん応援パックで
親子をサポートします！**

- ▶ 赤ちゃんを育てているお家に、おもちゃなど、子育てに必要なグッズをお届けします！
- ▶ グッズを渡ししながら、赤ちゃんとお父さん・お母さんが元気に過ごしているかを確認して、親子をサポートします！
- ▶ パパ・ママが交流できるイベントを開催します！

もくひょう
目標
その1

わかもの ぜんいん
こどもと若者、（全員）
みんなに関係すること



こどもや若い人が大切に
守られるようにする P45

- みんなの考えを聞きます
- みんなで話し合う場所を作ります



自分の力で前向きに
生きていける力を育てる P47

- いろんな体験をしよう！
- ボランティアをしよう！
- たくさん本を読もう！
- 食べ物のことを勉強しよう！
- 外国のことを勉強しよう！
- SDGsを進めよう！
- みんなにやさしいまちにしよう！
- スポーツを楽しもう！
- 環境にやさしいまちにしよう！
- 交通を便利にします
- 道路を安全にします
- 公園や公民館を使いやすくします
- 災害から命を守る力をつけよう！



こどもや若い人がいつでも安心して
サポートを受けられるようにする P49

- 情報をわかりやすく伝えます
- みんなの健康と成長をサポートします



お金の問題で困っているこどもを
助ける方法を考える P50

- 仕事や暮らしのサポートをします



障がいがあるこどもや特別なサポート
が必要なこどもを助ける P50

- 差別がないまちを目指そう！



こどもがひどい扱いを受けない
ようにしたり、家族のお世話をする
こどもを助けたりする P52

- 暴力がないまちを目指そう！



困っているこどもや若い人を助けて、悪い
ことに巻き込まれないようにする P53

- 犯罪・事故がないまちを目指そう
- みんなの心のケアをします

もくひょう
目標
その2

じんせい だんかい
人生の段階ごとに
関係すること

生まれる前から保育園くらいまで P54

- 妊婦さんが安心して赤ちゃんを産めるようにサポートします
- 赤ちゃんの健康や成長をサポートします
- 保育園を利用しやすくします



しょうがくせい こうこうせい
小学生から高校生くらいまで P57

- 道徳の授業で、やさしい人になろう！
- スポーツで丈夫な身体を作ろう！
- 学校が終わった後に楽しめる場所を作ります
- 大人になる前に、必要なことを勉強しよう！
- いじめをなくそう！
- 学校に行けないこどもをサポートします
- 中学校の校則のあり方を考えよう！



だいがくせい いじょう わかもの
大学生くらいからそれ以上の若者 P63

- 体験学習を充実させます
- 図書館のサービスを充実させます
- 働きやすい環境を整えます
- 出会いや結婚をサポートします
- ひきこもりの人が社会に復帰できるようにサポートします
- 高速バスを使って、県外の大学などの学校に通っている人に、高速バスの運賃を補助します



- = こどもと大人が一緒に取り組んでいくこと
 - = 大人がこども・若者の声を聴きながら取り組んでいくこと
- P 数字** = 君津市こども計画（本編）の何ページ目に掲載しているかを示しています

みんなの考えを聞かせてください！意見募集中！

この計画を見て、みなさんはどう思いましたか？
計画の感想や「もっとこうしてほしいな」など、
考えがあったら、ぜひ聞かせてください！

意見募集期間：
2025年2月14日（金）から3月15日（土）



自分の考えを伝えたい人は、←の「QRコード」をスマホかタブレットで読み込んで回答してね！計画の詳しい内容は、君津市のホームページで紹介しています！

